
第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画
(令和 2 年度～令和 6 年度)

【計画（案）】

令和元年 11 月

野洲市

はじめに

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画期間	4
第2章 野洲市の子育てを取り巻く現状	5
第1節 統計資料から見る野洲市の現状	5
第2節 ニーズ調査結果等から見る子ども・子育て環境	9
第3節 第一期計画の総括	15
第3章 計画の基本的な考え方	21
第1節 基本理念	21
第2節 基本目標	22
第3節 施策体系	23
第4章 量の見込みと確保方策	24
第1節 教育・保育提供区域	24
第2節 子どもの人口の見通し	25
第3節 幼児教育・保育の見込量及び確保方策	26
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	32
第5節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	49
第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	49
第5章 包括的子育て支援施策	50
第1節 施策の展開	50
第2節 計画の推進体制	62
資料編	64

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

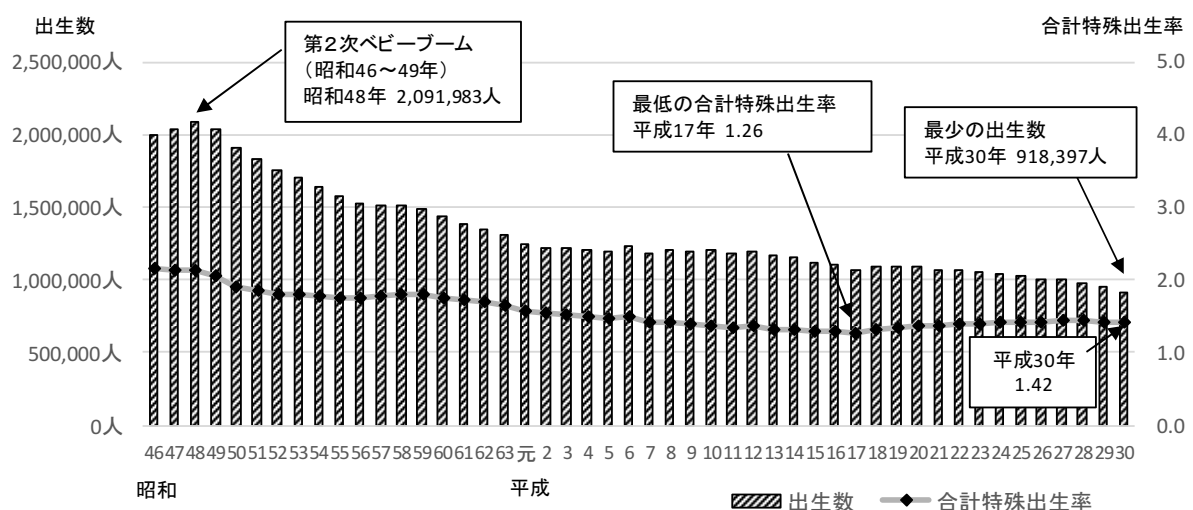
1 社会背景

国の少子化対策は、平成2年に合計特殊出生率（一人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1.57と判明したところから始まりました。

そして、平成24年の子ども・子育て関連3法※の成立を受けて、子ども・子育て支援新制度が導入され、本市を含め、全国の市区町村では、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

さらに、前述の計画策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

国の出生数及び合計特殊出生率の年次推移



出典：人口動態調査（合計特殊出生率は、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）

※子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 野洲市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

本市では、平成 17 年 4 月に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき「野洲市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（計画年間：平成 17 年度～平成 21 年度）及び、「野洲市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画年間：平成 22 年度～平成 26 年度）を策定し、水と緑に囲まれた豊かな自然環境と、悠久の歴史・文化環境を背景に、安心して子どもを生み育てられる環境の向上に向けた、子育て支援の強化・拡充に努めてきました。

そして、平成 24 年の子ども・子育て関連 3 法の成立を受けて、「野洲市次世代育成支援行動計画」の主要事業を継承しつつ、「野洲市子ども・子育て支援事業計画（計画年間：平成 27 年度～平成 31 年度）」（以下、「第一期計画」と言います。）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図ってきました。



3 計画策定の趣旨

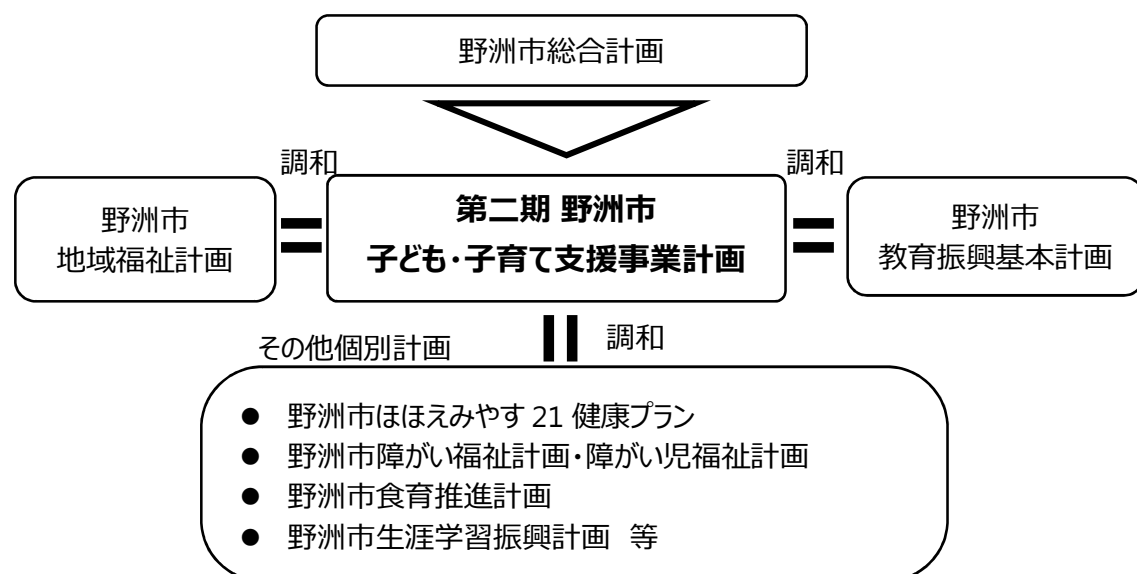
本市ではこのたび、第一期計画の改定時期を迎え、本計画策定後の子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえるとともに、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、第二期の「野洲市子ども・子育て支援事業計画（計画年間：令和 2 年度～令和 6 年度）」（以下、「第二期計画」と言います。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

第二期計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

なお、第二期計画は「野洲市総合計画」を上位計画とし、「野洲市地域福祉計画」や「野洲市教育振興基本計画」のほか、「野洲市ほほえみやす 21 健康プラン」、「野洲市食育推進計画」、「野洲市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等の関連計画における施策との調和を図りながら推進するものです。

上位・関連計画との関係



第3節 計画期間

第二期計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、支給認定量の変動や情勢の変化を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間

平成 22年度～26年度	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
野洲市次世代育 成支援行動計画 (後期計画)	第一期計画									
	中間 見直し					第二期計画				
						必要に 応じて 見直し				

第2章 野洲市の子育てを取り巻く現状

第1節 統計資料から見る野洲市の現状

1 人口・世帯

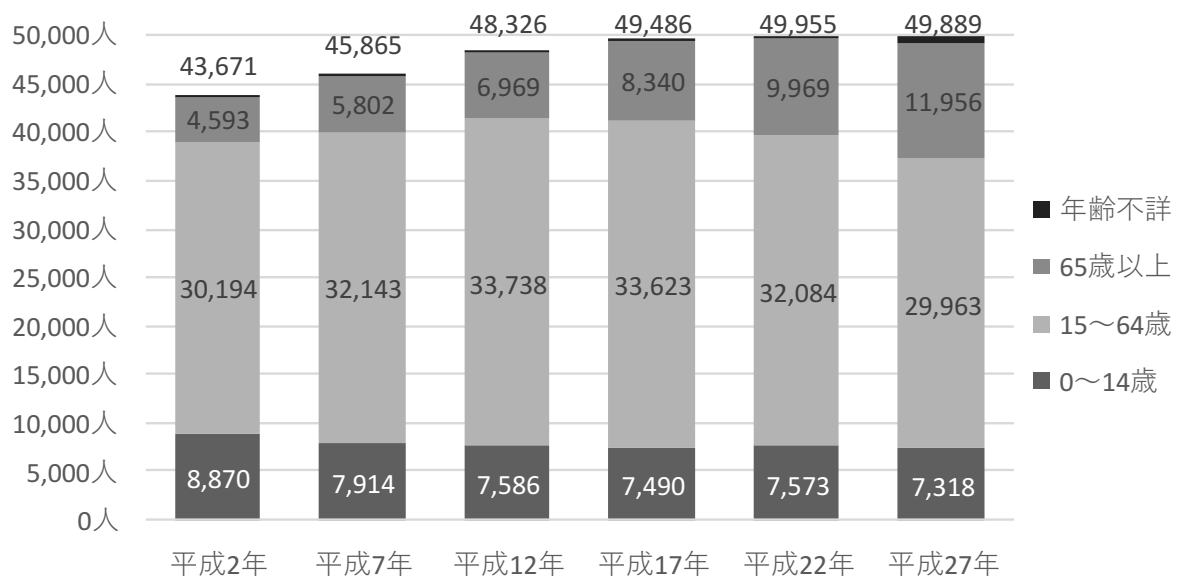
(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の総人口は、平成27年現在（国勢調査）で49,889人となっており、これまでの増加傾向から、平成22年以降は概ね横ばいで推移しています。

年齢3区分別で見ると、平成27年現在（国勢調査）で0～14歳の年少人口は7,318人、年少人口比率は14.7%となっており、平成22年には一端増加に転じたものの、平成27年は平成22年比で人口、比率ともに減少、低下に転じています。

一方、平成27年現在（国勢調査）で65歳以上人口は11,956人、高齢化率は24.0%となっており、平成22年は20.0%、平成17年は16.9%であることから、高齢化が進行しています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査（各年10月1日）

（２）就学前及び小学生（０～１１歳）人口

本市の 0～11 歳人口は、平成 31 年現在（住民基本台帳人口）で就学前児童 2,837 人、小学生児童 3,060 人となっており、ここ 5 年は就学前児童数が減少から横ばい傾向、小学生児童数は平成 28 年を境に僅かながら減少で推移しています。

就学前及び小学生（０～１１歳）人口の推移

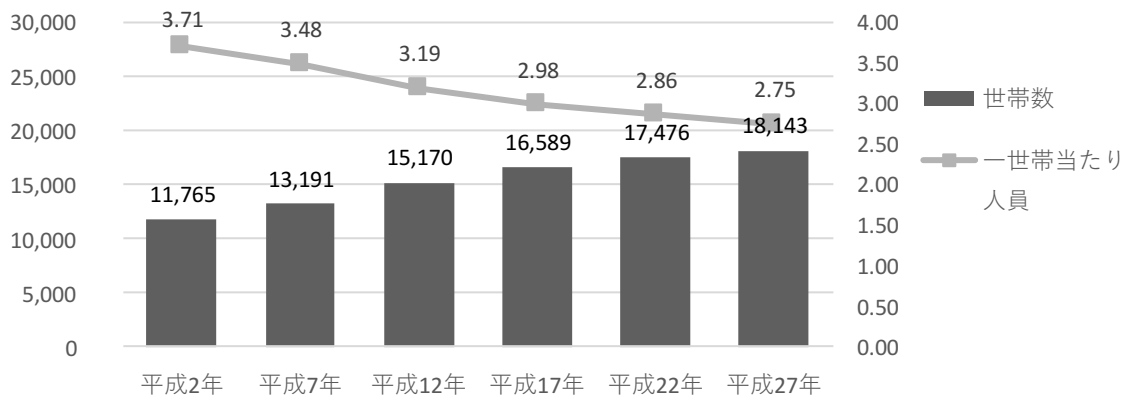
区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	472	499	445	412	465
1 歳	471	480	518	446	435
2 歳	495	469	487	524	447
3 歳	497	492	478	482	535
4 歳	516	493	493	482	477
5 歳	540	517	492	489	478
就学前児童数 計	2,991	2,950	2,913	2,835	2,837
6 歳	531	543	518	487	492
7 歳	494	530	543	514	487
8 歳	512	490	530	540	517
9 歳	492	520	489	527	548
10 歳	545	491	526	486	527
11 歳	485	548	492	526	489
小学生児童数 計	3,059	3,122	3,098	3,080	3,060

出典：住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日）

（３）世帯数等

本市の世帯数は、平成 27 年現在（国勢調査）で 18,143 世帯となっており、平成 2 年以降、一貫して増加傾向となっている一方、一世帯当たり人員は減少傾向が続いており、世帯の細分化が進行しています。

世帯数等の推移



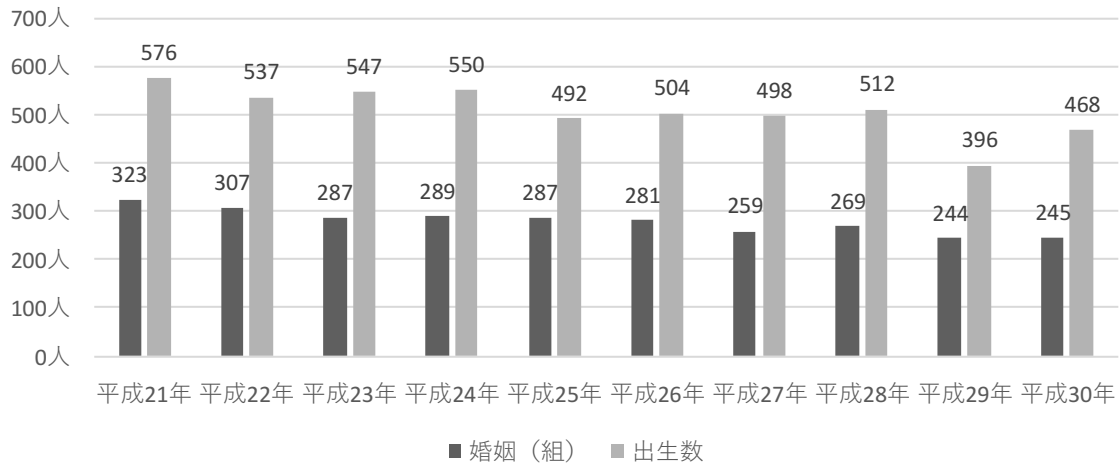
出典：国勢調査（各年 10 月 1 日）

2 人口動態

(1) 婚姻及び出生数

本市の婚姻及び出生数は、平成 30 年実績で婚姻が 245 組、出生数が 468 人となっており、年によって増減はあるものの、ここ 10 年は概ね減少傾向となっています。

婚姻及び出生数の推移

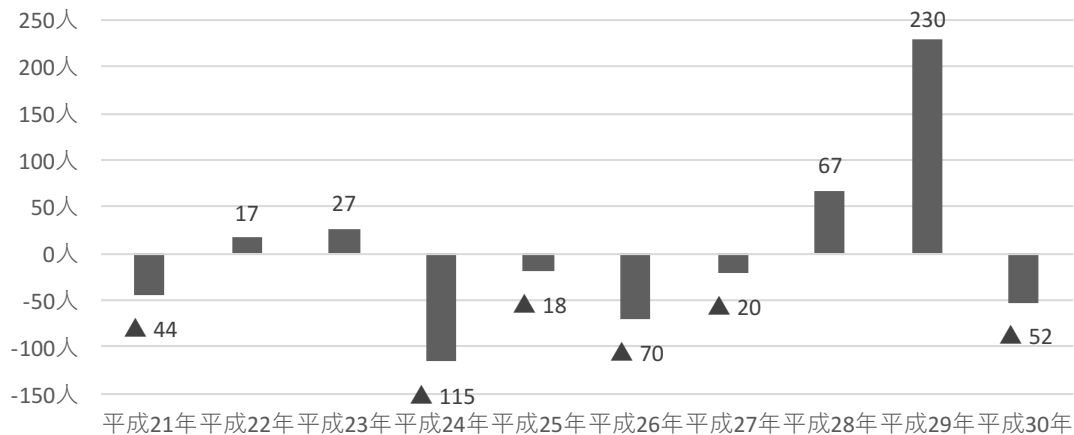


出典：野洲市統計書（人口動態調査 各年 12 月 31 日）

(2) 社会動態

本市の社会増減（転入と転出の差）を見ると、平成 21 年以降は若干の転入超過、平成 24 年以降は転出超過が続いてきており、平成 29 年は 200 人を超える転入超過となりましたが、直近の平成 30 年は再び転出超過となっています。

社会増減の推移



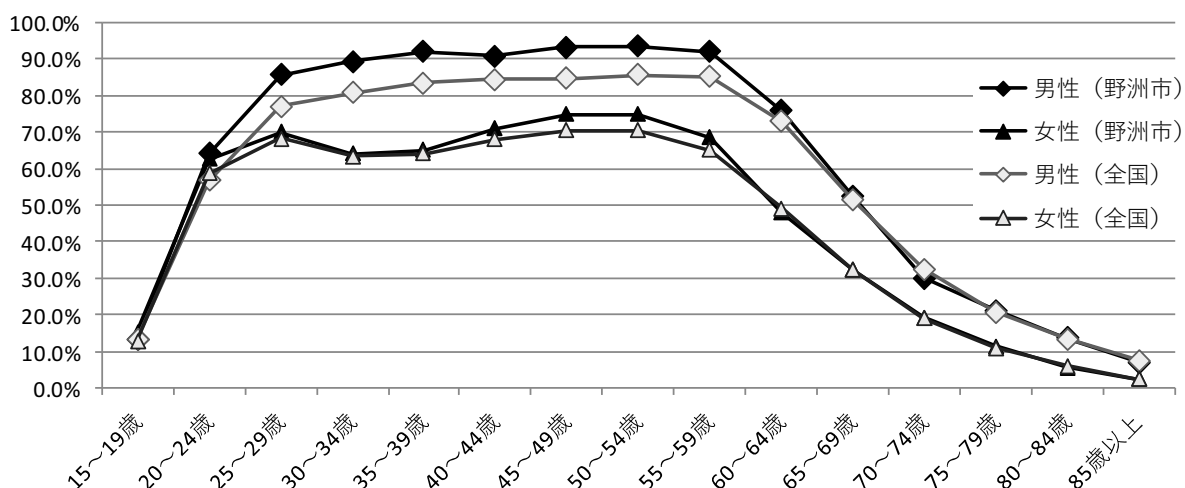
出典：野洲市統計書（住民基本台帳 各年 9 月 30 日）

3 就業状況

(1) 男女別の就業率

本市の就業率は、男女ともに、ほとんどの年齢階級で全国平均よりも高い状況となっています。

男女別の就業率（平成 27 年）

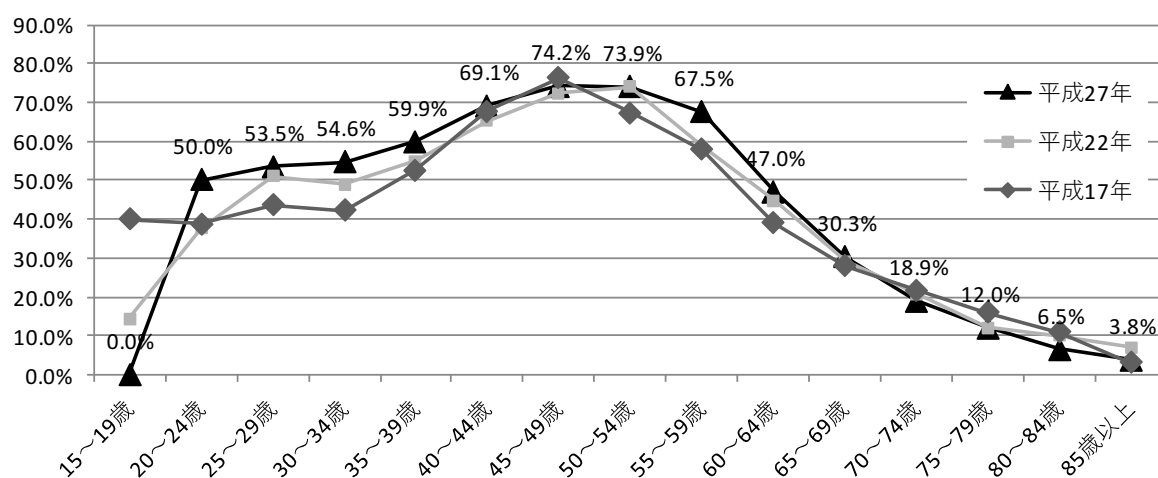


出典：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日）

(2) 有配偶女性の就業率

本市の女性（有配偶）の平成 27 年度における就業率を見ると、20～24 歳、25～29 歳、30～34 歳、35～39 歳のいずれの年齢階級も 50%を超える就業率となっており、年々上昇傾向となっています。

有配偶女性の就業率の推移



出典：国勢調査（各年 10 月 1 日）

第2節 ニーズ調査結果から見る子ども・子育て環境

就学前児童の保育ニーズや、市の子育て支援への要望等を調査するために、野洲市子ども・子育て支援に関するアンケート（下記「ニーズ調査の概要」のとおり）を実施しました。

本節では、この結果から、子ども・子育て環境に係る内容として、「1 子育てしやすいまち」、「2 妊娠期から出産期に対する支援」、「3 幼児教育・保育に求めること」を項目とし掲載しました。

◆ ニーズ調査の概要

- 調査地域：市全域
- 調査対象者：
市内在住の就学前の児童を養育する保護者
市内在住の小学校の児童を養育する保護者
- 調査基準日：平成30年4月1日
- 調査期間：平成30年11月28日（水）～平成30年12月21日（金）
- 調査方法：郵送による配布、回収
- 調査の回収状況：

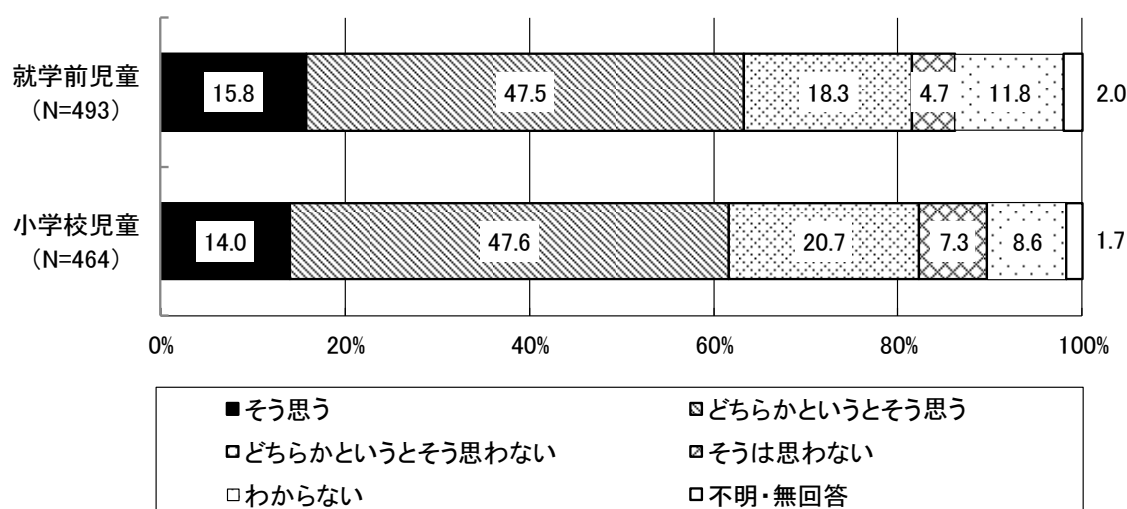
種別	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,000	493	493	49.3%
小学校児童	1,000	464	464	46.4%

【参考】前回（平成25年度）調査の有効回収率：44.7%（就学前児童～小学4年生までを対象）

1 子育てしやすいまち

◀野洲市は、子育てをしやすいまちだと思いますか▶

- 就学前児童では、「どちらかというと思う」が47.5%で最も高く、次いで「どちらかというと思わない」が18.3%が続いています。「思う」と「どちらかというと思う」を合わせた『思う』の割合は、63.3%となっています。
- 小学校児童では、「どちらかというと思う」が47.6%で最も高く、次いで「どちらかというと思わない」が20.7%が続いています。『思う』の割合は、61.6%となっています。

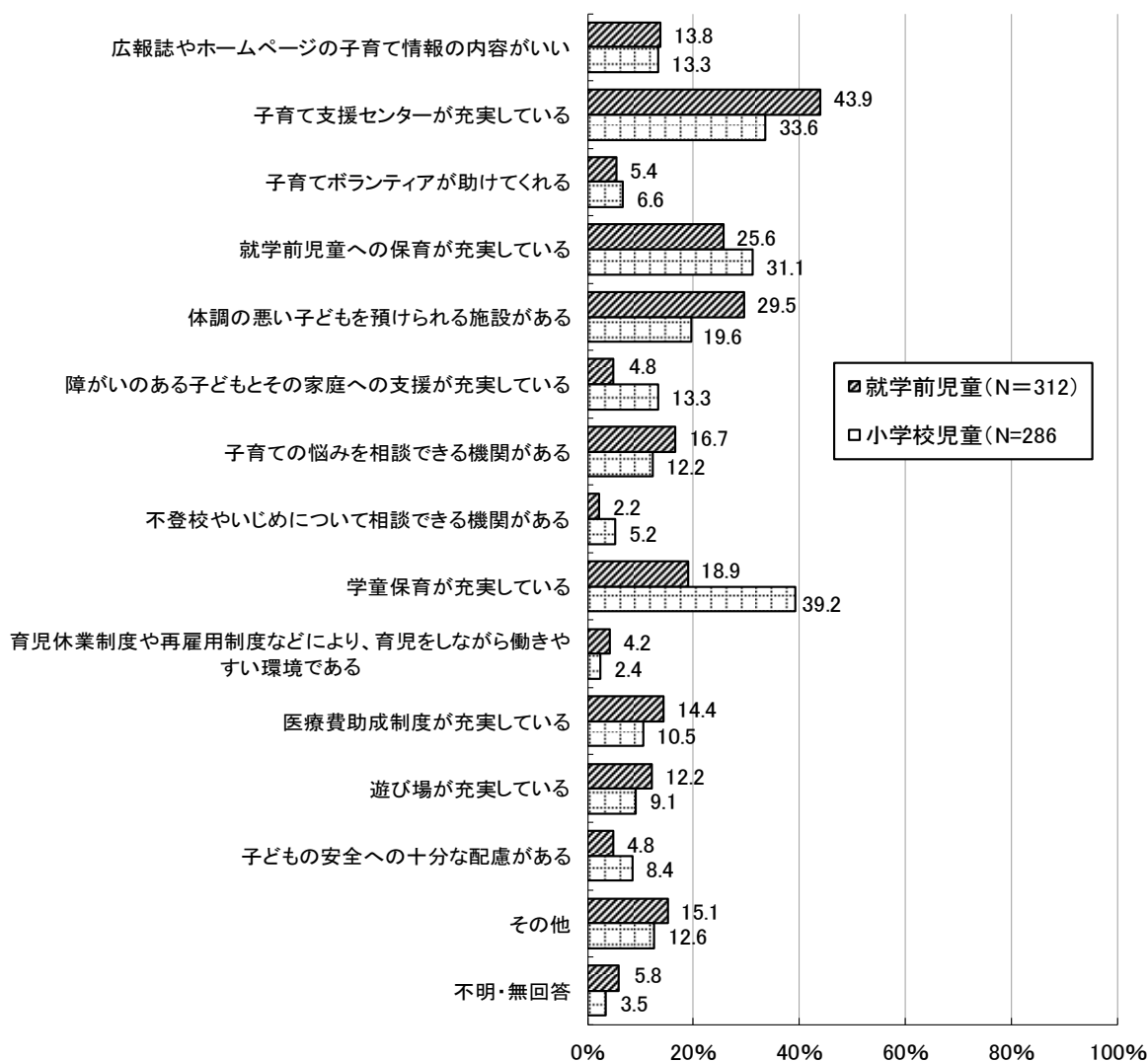


<ポイント>

-
- ☆ 野洲市は「子育てしやすい」と肯定的に評価している保護者が、就学前児童、小学生児童ともに約6割で、否定的な評価を上回る
 - ☆ 前回（平成25年度）調査と同様の結果
-

<<野洲市は「子育てしやすい」と感じる理由>>

- 野洲市は「子育てしやすい」と感じる理由は、就学前児童では、「子育て支援センターが充実している」が43.9%と最も高く、次いで「体調の悪い子どもを預けられる施設がある」が29.5%、「就学前児童への保育が充実している」が25.6%で続いています。
- 小学校児童では、「学童保育が充実している」が39.2%と最も高く、次いで「子育て支援センターが充実している」が33.6%、「就学前児童への保育が充実している」が31.1%で続いています。

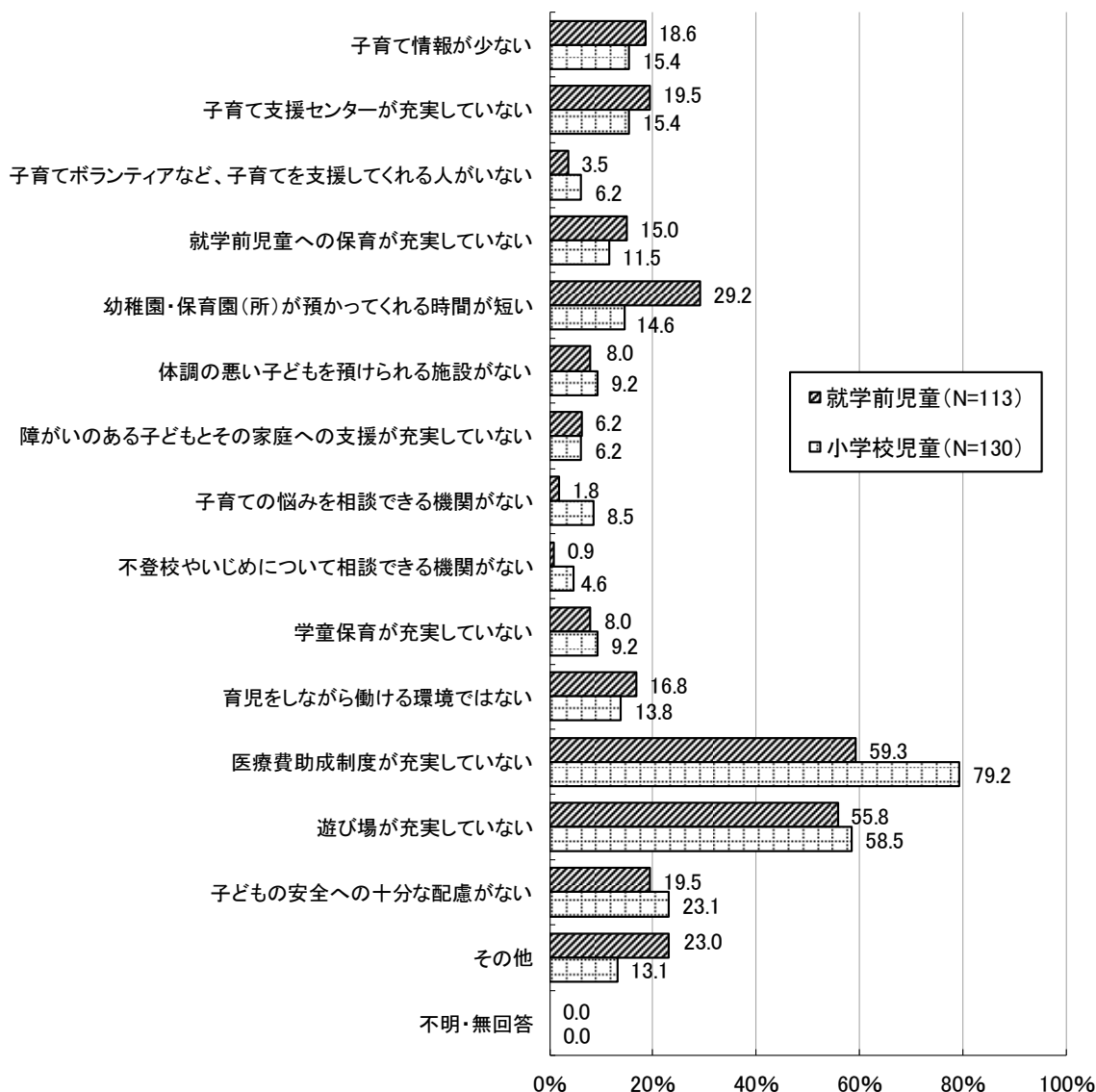


<ポイント>

- ☆ 野洲市は「子育てしやすい」と感じる理由は、就学前児童では「子育て支援センターの充実」、小学校児童では「学童保育の充実」が最上位
- ☆ 前回調査で上位の「医療費助成制度が充実している」との回答は 10 ポイント以上減少

<<野洲市は「子育てしにくい」と感じる理由>>

- 野洲市は「子育てしにくい」と感じる理由は、就学前児童では、「医療費助成制度が充実していない」が59.3%で最も高く、次いで「遊び場が充実していない」が55.8%、「幼稚園・保育園（所）が預かってくれる時間が短い」が29.2%で続いています。
- 小学校児童では、「医療費助成制度が充実していない」が79.2%と最も高く、次いで「遊び場が充実していない」が58.5%、「子どもの安全への十分な配慮がない」が23.1%で続いています。



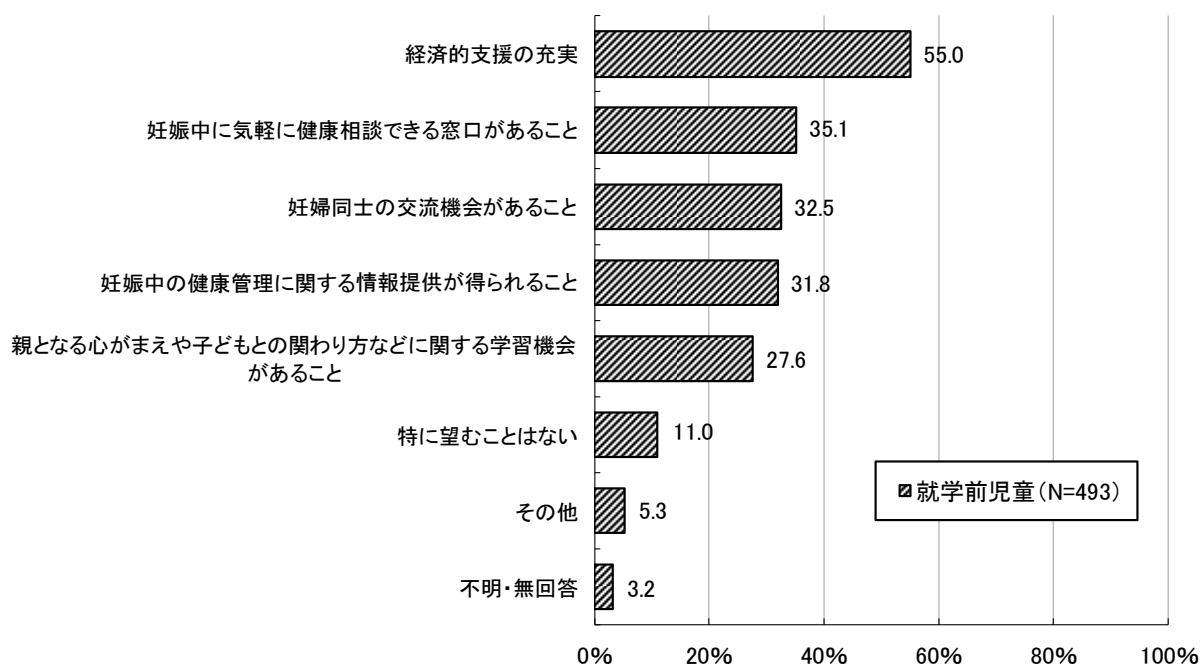
<ポイント>

- ☆ 野洲市は「子育てしにくい」と感じる理由は、就学前児童、小学生児童ともに「医療費助成制度が充実していない」が最上位で、就学前児童では「保育園等の預かり時間が短いこと」、小学校児童では「遊び場が充実していない」も上位
- ☆ 前回調査で上位の「体調の悪い子どもを預けられる施設がない」との回答は 20 ポイント以上減少し、改善の傾向

2 妊娠期から出産期に対する支援

＜＜妊娠期から出産期に望む支援＞＞

- 妊娠期から出産期に望む支援としては、「経済的支援の充実」が55.0%で最も高く、次いで「妊娠中に気軽に健康相談できる窓口があること」が35.1%、「妊婦同士の交流機会があること」が32.5%、「妊娠中の健康管理に関する情報提供が得られること」が31.8%が続いています。「経済的支援の充実」は、前回調査でも48.6%と最も高く、継続的な要望となっています。



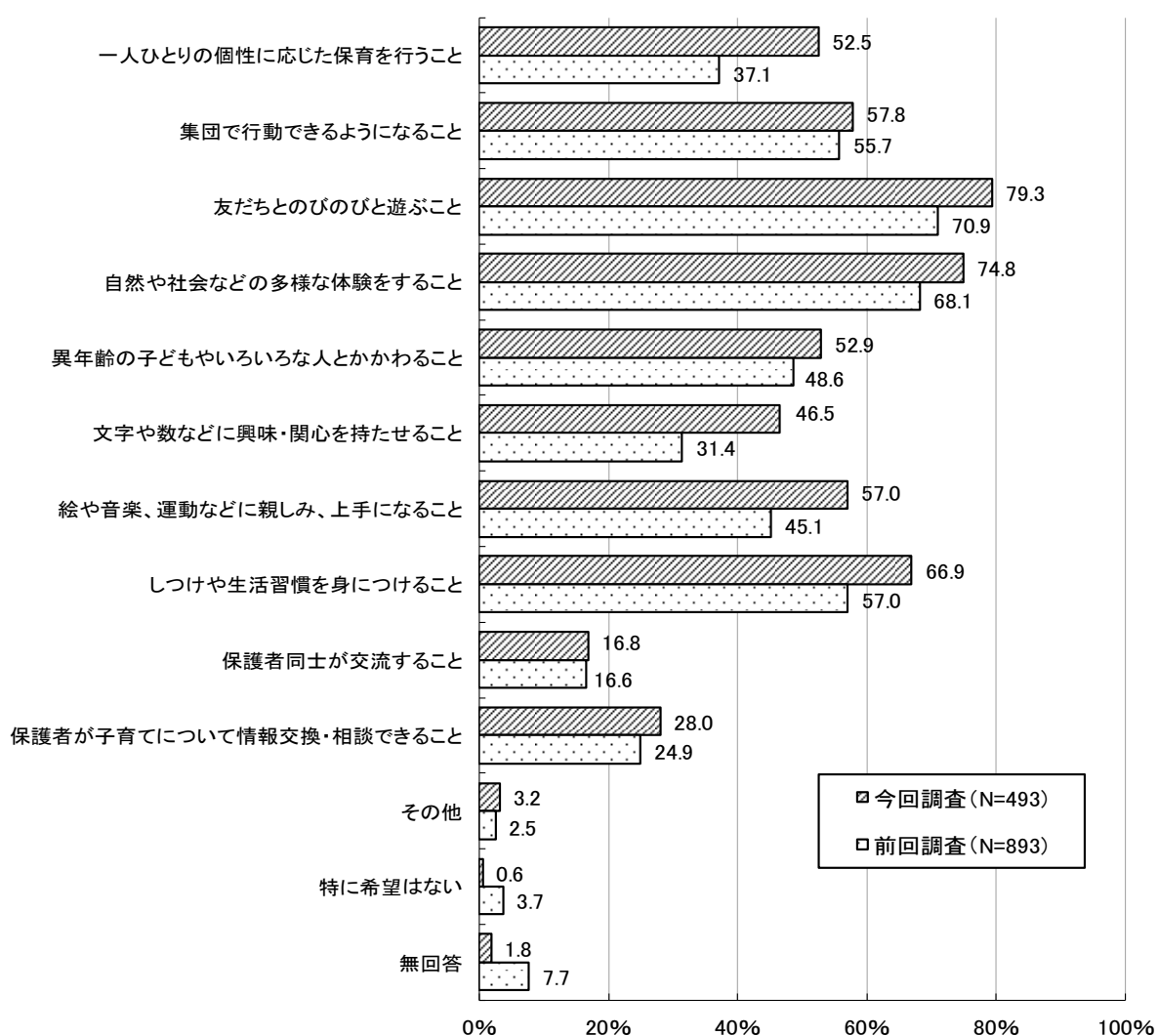
＜ポイント＞

☆ 妊娠期から出産期に望む支援は、前回調査と変わらず「経済的支援の充実」が最上位

3 幼児教育・保育に求めること

＜＜幼稚園や保育園などの施設・事業に望むこと＞＞

- 幼稚園や保育園などの施設・事業に望むことは、「友だちとのびのびと遊ぶこと」が79.3%で最も高く、次いで「自然や社会などの多様な体験をすること」が74.8%、「しつけや生活習慣を身につけること」が66.9%で続いています。これら3項目は、前回調査においても上位3項目にあがっています。



＜ポイント＞

- ☆ 幼稚園や保育園などの施設・事業に望むことは、「友だちとのびのびと遊ぶこと」、「自然や社会などの多様な体験をすること」、「しつけや生活習慣を身につけること」が上位3つ
- ☆ 上位3つは前回調査と同様で、いずれの回答率も前回調査から上昇

第3節 第一期計画の総括

1 幼児教育・保育の状況

第一期計画は、1号認定及び2号認定（幼稚園等希望）の計では、平成31年度の量の見込み886人に対して、1,250人の定員を確保しており、平成31年度実績は定員を下回る808人となっています。

2号認定（保育所（園）希望）及び3号認定の計では、平成31年度の量の見込み1,058人に対して、1,070人の定員を確保しましたが、平成31年度実績は定員を上回る1,126人となっています。

今後とも、保育人材の確保による需要増への対応とともに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化による影響を注視しながら、必要な定員確保を図る必要があります。

第一期計画期間の量の見込みと確保の内容、実績

（必要利用定員総数／人）

認定区分		第一期計画期間				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 1号認定	量の見込み	452人	427人	429人	668人	679人
	実績	756人	711人	660人	610人	589人
② 2号認定 （幼稚園等希望）	量の見込み	505人	478人	480人	189人	207人
	実績	222人	186人	180人	199人	219人
幼稚園 計（①+②）	量の見込み	957人	905人	909人	857人	886人
	確保の内容	1,545人	1,575人	1,575人	1,575人	1,250人
	実績	978人	897人	840人	809人	808人
③ 2号認定 （保育所（園）希望）	量の見込み	602人	569人	573人	543人	536人
	実績	532人	575人	585人	620人	670人
④ 3号認定 （0歳）	量の見込み	89人	86人	83人	52人	51人
	実績	46人	31人	46人	46人	61人
⑤ 3号認定 （1・2歳）	量の見込み	360人	373人	359人	459人	471人
	実績	328人	356人	407人	413人	395人
保育所（園） 計（③+④+⑤）	量の見込み	1,051人	1,028人	1,015人	1,054人	1,058人
	確保の内容	890人	980人	980人	1,040人	1,070人
	実績	906人	962人	1,038人	1,079人	1,126人

※平成30年度以降の量の見込みは中間見直し後

【認定区分】

- ① 1号認定は、子どもが3歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭で、幼稚園及び認定こども園を希望
- ② 2号認定（幼稚園等希望）は、子どもが3歳以上の共働き家庭等で、幼稚園及び預かり保育を希望
- ③ 2号認定（保育所（園）希望）は、子どもが3歳以上の共働き家庭等で、保育所（園）等を希望
- ④ 3号認定（0歳）は、子どもが0歳の共働き家庭等で、保育所（園）等を希望
- ⑤ 3号認定（1・2歳）は、子どもが1・2歳の共働き家庭等で、保育所（園）等を希望

2 地域子ども・子育て支援事業の状況

主な事業の状況としては、利用者支援事業は現在、基本型1か所を子育て支援センターに、母子保健型1か所を健康推進課に設置しており、第一期計画の確保の内容のとおりとなっています。

また、地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターを3か所設置しており、年間延利用の実績は、各年度すべて確保の内容の範囲内で推移しました。

第一期計画期間の量の見込みと確保の内容、実績

区分		第一期計画期間				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1.利用者支援事業 (野州市妊産婦支援事業など) ＜実施か所数／か所＞	量の見込み	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所
	確保の内容	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所
	実績	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
2.地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業) ＜年間延利用／人日＞	量の見込み	20,736 人日	20,988 人日	20,184 人日	19,476 人日	18,900 人日
	確保の内容	3か所 21,000 人日	3か所 21,000 人日	3か所 21,000 人日	3か所 21,000 人日	3か所 21,000 人日
	実績	3か所 15,267 人日	3か所 15,838 人日	3か所 16,527 人日	3か所 16,949 人日	
3.妊婦健康診査事業 ＜年間実利用／人＞	量の見込み	595人	574人	553人	536人	551人
	確保の内容	595人	574人	553人	536人	551人
	実績	528人	487人	463人	442人	
4.乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問・1歳児訪問) ＜年間訪問乳児数／人＞	量の見込み	500人	482人	473人	450人	435人
	確保の内容	500人	482人	473人	450人	435人
	実績	441人	427人	366人	438人	
5.養育支援訪問事業 ＜年間訪問乳児数／人＞	量の見込み	25人	24人	24人	28人	28人
	確保の内容	25人	24人	24人	28人	28人
	実績	29人	25人	25人	30人	
6.子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ) ＜年間延利用／人日＞	量の見込み	43人日	42人日	41人日	40人日	40人日
	確保の内容	1か所 40人日	1か所 40人日	1か所 40人日	1か所 40人日	1か所 40人日
	実績	1か所 3人日	1か所 0人日	1か所 0人日	1か所 0人日	
7.子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業での送迎等) ＜年間延利用／人日＞	量の見込み	556人日	558人日	558人日	1,600 人日	1,600 人日
	確保の内容	556人日	558人日	558人日	1,600 人日	1,600 人日
	実績	1,027 人日	1,581 人日	1,557 人日	1,590 人日	

※実績空欄は計画最終案時に見込み分を記入予定

一時預かり事業【幼稚園型】は、現在8か所で実施しており、年間延利用の実績は、各年度すべて確保の内容の範囲内で推移しました。一方、【幼稚園型以外】は現在4か所で、平成29年度及び平成30年度の各年間延利用の実績は、それぞれ確保の内容を上回り、想定を超えた結果となっています。

病児・病後児保育事業は、平成29年度に民間の小児科医による病児保育事業を開始したことを踏まえ、平成29年度の間見直しで上方修正を図りましたが、平成30年度の年間延利用の実績は、確保の内容を上回り、想定を超えた結果となっています。

第一期計画期間の量の見込みと確保の内容、実績

区分		第一期計画期間				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
8.一時預かり事業【幼稚園型】 (幼稚園預かり保育) ＜年間延利用／人日＞	量の見込み	43,950 人日	41,531 人日	41,781 人日	38,000 人日	38,000 人日
	確保の内容	7か所 80,500 人日	7か所 80,500 人日	7か所 80,500 人日	8か所 91,200 人日	8か所 91,200 人日
	実績	7か所 40,373 人日	9か所 36,375 人日	8か所 34,385 人日	8か所 36,971 人日	
8.一時預かり事業【幼稚園型以外】 (保育所等一時保育) ＜年間延利用／人日＞	量の見込み	1,628 人 日	1,591 人 日	1,565 人 日	1,529 人 日	1,517 人 日
	確保の内容	4か所 1,740 人日	4か所 1,740 人日	4か所 1,740 人日	4か所 1,740 人日	4か所 1,740 人日
	実績	4か所 1,689 人日	4か所 1,401 人日	4か所 1,772 人日	4か所 2,047 人日	
9.延長保育事業 ＜年間実利用／人＞	量の見込み	787 人	769 人	757 人	739 人	733 人
	確保の内容	890 人	980 人	980 人	1,040 人	1,070 人
	実績	—	533 人	563 人	583 人	
10.病児・病後児保育事業 ＜年間延利用／人日＞	量の見込み	61 人日	60 人日	59 人日	1,950 人日	2,063 人日
	確保の内容	2か所 72 人日	2か所 72 人日	2か所 72 人日	5か所 1,950 人日	6か所 2,063 人日
	実績	2か所 343 人日	2か所 212 人日	5か所 1,071 人日	6か所 2,177 人日	
11.放課後児童健全育成事業 (学童保育) ＜年間実利用／人＞	量の見込み	694 人	701 人	700 人	1,000 人	1,000 人
	確保の内容	20か所 800 人	20か所 800 人	20か所 800 人	23か所 1,030 人	23か所 1,030 人
	実績	21か所 803 人	22か所 933 人	23か所 953 人	23か所 994 人	23か所 1,022 人
12.実費徴収に係る補足給付 を行う事業 (世帯の状況により園行事費等を助成) ＜年間支給児童数／人＞	量の見込み	—	—	—	5 人	5 人
	確保の内容	—	—	—	5 人	5 人
	実績	9 人	6 人	6 人	3 人	
13.多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業 (民間事業者の参入等促進する事業)	計画	事業実施を検討				
	実績	随時、事業者との相談対応実施				

※平成30年度以降の量の見込みは中間見直し後

3 計画の基本目標別実績及び評価等

第一期計画の基本目標別に、実績及び評価等をまとめると次のとおりです。

基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり

事業	実績及び評価	課題等
幼児教育・保育	平成 31 年度に幼稚園定員 1,250 人・保育園定員 1,070 人となるよう調整し確保量（確保の内容）を達成	- 保育人材の確保 - 幼児教育・保育の無償化の影響把握
利用者支援事業 （野洲市妊産婦支援事業など）	基本型 1 か所、母子保健型 1 か所の確保量達成	関係機関との情報共有、連携強化
地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター事業）	確保量は例年利用者の入れ代わりがありつつも同程度の水準を達成	- 安心できる（人的・物的）環境づくり - 夏期の広場開放のあり方の検討
妊婦健康診査事業	基本診察、医学的検査・計測、保健指導の費用の一部を湖南 4 市同額で公費負担を継続的に実施	県内の公的支援状況を踏まえて、必要時に助成額の増額等の検討
乳児家庭全戸訪問事業 （赤ちゃん訪問・1 歳児訪問）	- 訪問対象者の 9 割前後は訪問実施し、不安や悩みを聴き、情報提供や関係機関につなげるなど相談支援を実施 - 満 1 歳を迎える家庭を全戸訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談、地域の子育て情報を提供した。	- 育児に不安をもつ産婦が増えてきていることから早期に訪問するなど状況の把握 1 歳児訪問事業の該当者において、その事業自体の理解が得られていない場合がある。
養育支援訪問事業	養育に関する指導・助言等の実施及び家事・育児援助を行い、事業を継続的に実施	家庭と関係性を築きながら、継続した支援が必要
子育て短期支援事業 （ショートステイ、トライアイトステイ）	確保量は 1 か所 40 人日で変更なく実施し達成	事業を継続し、必要時に利用できるよう事業の周知が必要
子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポート・センター事業での送迎等）	野洲社会福祉協議会への委託事業で、確保量達成	現行体制を維持しつつ、必要とされる方への情報が効果的に伝わる方策を検討
一時預かり事業 （幼稚園預かり保育・保育所等一時保育）	平成 31 年度に市内幼稚園 8 か所 91,200 人日、幼稚園以外 3 か所 1,500 人日、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）1 か所 240 人日を確保	- 現行体制を維持しつつ、質の向上 - 利用しやすい環境整備 - 幼児教育・保育の無償化の影響把握
延長保育事業	確保量は計画当初の 890 人から計画最終年度の 1,070 人を達成	保護者の就労形態の多様化、長時間勤務に伴う延長保育需要への対応
病児・病後児保育事業	平成 29 年 6 月より病児・病後児保育事業を 1 か所で実施し、年間で 1,500 人日の確保量を達成	体調不良児対応型における人材確保（看護師の配置）が課題

事業	実績及び評価	課題等
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	中主第二こどもの家、北野第一こどもの家、野洲第七こどもの家を開所し、確保量は計画当初の 20 か所 800 人から計画最終年度の 23 か所 1,030 人を達成	季節保育を含めると定員超過の施設があることから、待機児童が発生しないようにすることが必要
実費徴収に係る補足給付を行う事業 (世帯の状況により園行事費等を助成)	野洲市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱を制定し、対象者(約 30 人)に補助金を交付	幼児教育・保育無償化に伴い、実費徴収の対象となる費用や対象児童の見直し
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (民間事業者の参入等促進する事業)	随時、家庭的保育事業等を検討している事業者と相談等の対応を実施	家庭的保育事業等の是非、また多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置や運営支援について、市としての方針を定める必要がある
ほか 21 事業	全て計画達成	—

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

事業	実績及び評価	課題等
家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	PTA 活動等を通じて、家庭教育の重要性の啓発を行い、研修会を開催	家庭教育支援を必要とする親への学習機会や情報提供
子ども会活動、青少年団体活動等への支援	子ども会やスポーツ少年団等の活動支援を実施	子ども会活動の活性化
性教育の推進	PTA とともに助産師を講師としたり、人権と関連した内容での学習会を実施	現在の取組の継続
遊び場の確保・整備	園内の遊具、玩具、生活空間等、園児が安全に過ごせるための環境を整備、また、月 2 回の安全点検を実施	園庭のみならず、安全、安心して遊べる場の確保
子どもへの防犯意識の醸成	- 不審者対応の避難訓練を年 1 ～ 2 回実施 - 園では、防犯カメラやインターホンを順次設置	マニュアルの必要に応じた見直し
人権教育の推進	小中学校の実践事例集の活用や、主任会での交流により、取組の充実化	現在の取組の継続
ほか 18 事業	全て計画達成	—

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

事業	実績及び評価	課題等
ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	◆ 個々の生活状況に応じて、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援等、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言を実施 ◆ 外部委託による事業を実施し、ひとり親家庭の交流の場を提供	◆ 就労支援においては、就労後においても、継続就労やできるよう相談や助言等支援していくことが必要
こころの教育相談事業の充実	◆ 継続したカウンセリングの実施や学校との連携を重ねたことで、児童生徒の情緒の安定が図れ、学校復帰や次の進路につなげること等を実施	◆ 子どもだけでなく、親子関係・養育等に課題が見えるケースが多くなり、親子並行相談の件数増への対応
要保護児童対策地域協議会の機能強化	◆ 虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る。そのため、研修会を実施するとともに、街頭啓発等により市民への啓発を実施	◆ 虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と緊密な連携が必要 またより多くの市民への啓発活動を促進
特別支援教育	◆ 特性に応じた多様な保育や個別の支援を受けながら誰もが安心して園生活を送れるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配配置により支援体制を充実	◆ 一人ひとりへのきめ細やかな特別支援
ほか 15 事業	全て計画達成	—

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

未来の野洲市を担う子どもたちを取り巻く社会環境は、少子高齢化のさらなる進行や世帯の細分化等、様々な面で大きく変化しています。そうしたなかで子育ての環境に対する保護者のニーズは、女性の就業率の上昇等を背景に、より包括的で多様な支援が求められる状況となっています。

第一期計画は、子ども・子育て支援法の基本理念にある“子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識”の下、『豊かな自然とところを、すべての子の育ちのために』を計画の基本理念として、各種施策を展開してきました。

そして、今回の第二期計画においても、第一期計画同様に基本理念を引き継ぎ、子どもたちを取り巻く環境の変化や多様化するニーズに対応しつつ、引き続き子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

計画の基本理念

豊かな自然とところを、すべての子の育ちのために

第2節 基本目標

第二期計画の推進にあたっては、前述の基本理念の実現に向けた基本目標として、第一期計画と同様に以下の3本の目標を掲げ、これら環境づくりのための施策・事業を推進します。

計画の基本目標

1 子育てにやさしい環境づくり

すべての家庭が健康かつ、安心して楽しく子育てができ、自立していくまでを地域社会がやさしく見守り支えていく環境を整えることが大切です。また、次代次々代へと長く続いていく地域の子育て支援の土壌づくりを行うことが重要です。

そのために社会資源を最大限に活用し、子育てサービスの充実や、子育てにやさしい環境づくりへの機運が高められる取組や環境の整備を図ります。

さらに、仕事と子育ての両立をサポートするため、保育所の待機児童解消を目指すとともに、子育ての最終目標は自立であるという考えのもと、地域全体で支える子育て支援の充実を図ります。

2 子どもの生きる力を育む環境づくり

子どもが心身ともに健康に成長し、社会人として自立するためには「生きる力」の育みが望めます。「生きる力」は、家庭や学校、地域での関わりや体験等から学び、体得していくものであると考えます。

本市では、この「生きる力」を育むため、幼・保・小・中での密な連携のもとでの教育活動による基礎学力の定着や、人とのふれあいを通じて感性豊かな心を育むことができるよう図ります。

また、子どもにとって最善の利益が保障されるよう、様々な局面において子どもの主体性に配慮するとともに、子どもの意見が反映され、子ども自身が参加できるよう支援します。

3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

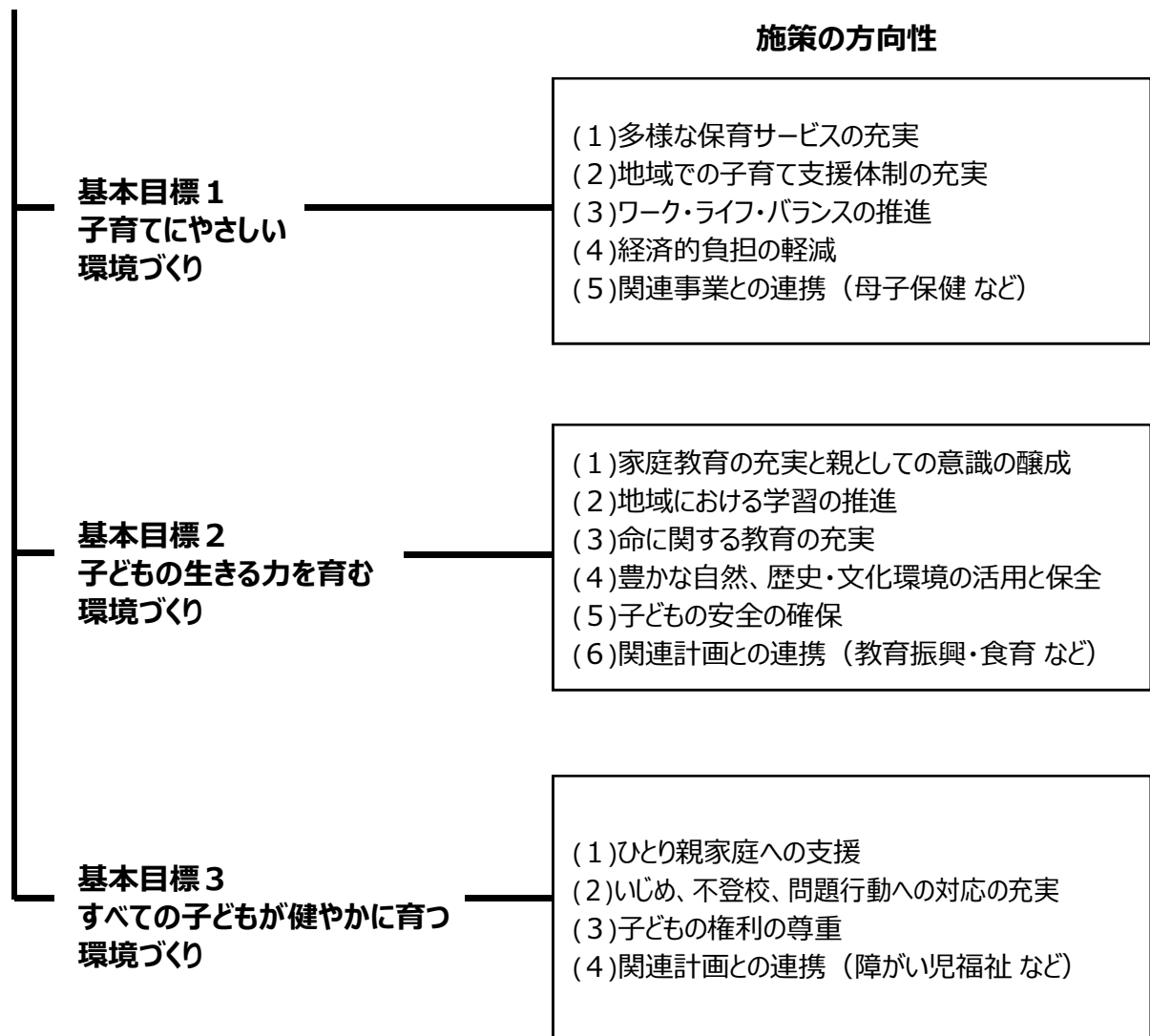
すべての子どもが自分らしく生きることができるよう、児童虐待、いじめ、不登校等の事象や要保護児童(※)等の把握を行い、切れ目ない支援体制の整備、障がい児支援の推進、さらにひとり親家庭の自立を支えるための取組を図ります。

※要保護児童 児童福祉法第6条の3に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のこと。

第3節 施策体系

計画の基本理念

豊かな自然とところを、すべての子の育ちのために



第4章 量の見込みと確保方策

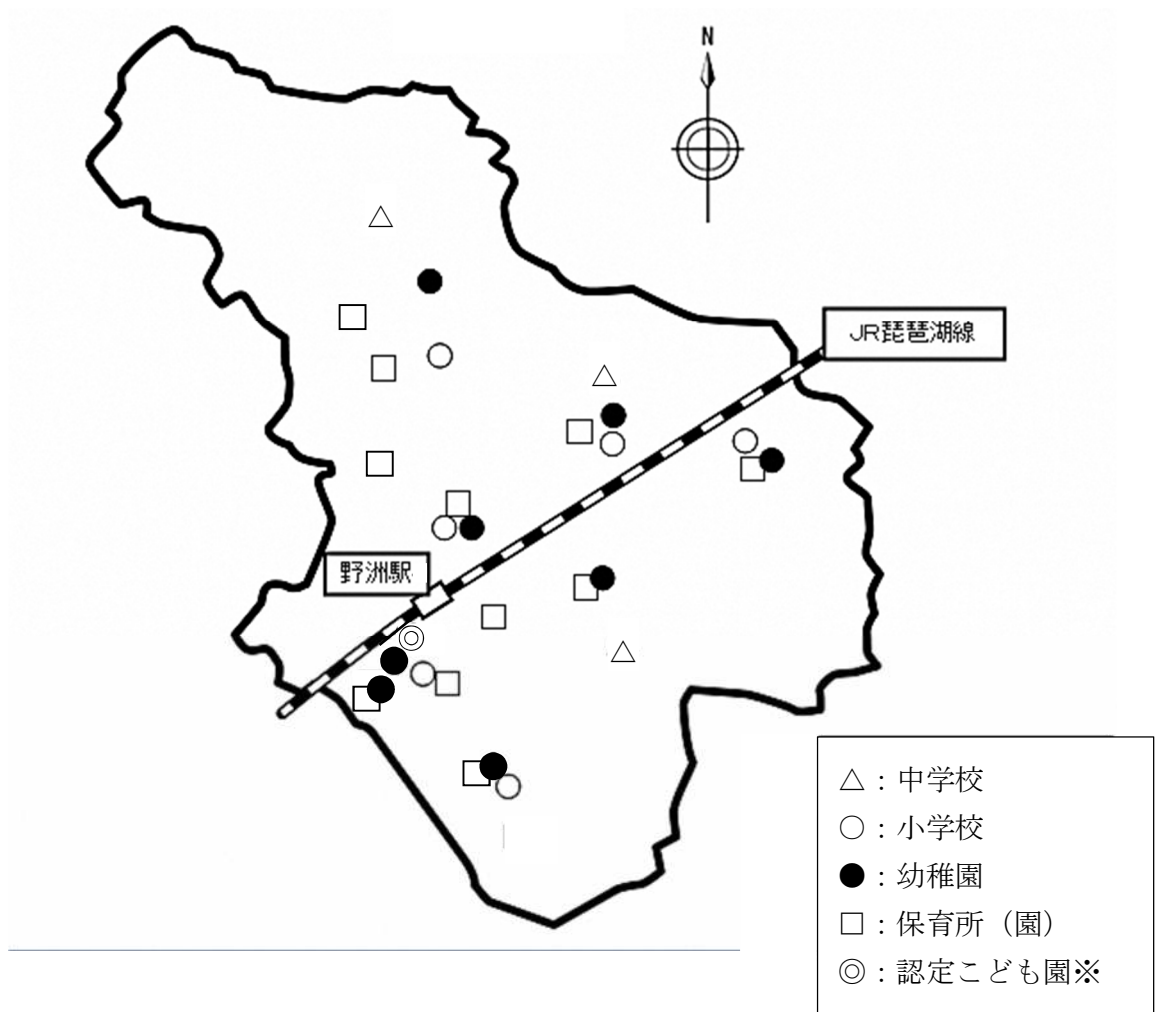
第1節 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みとその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定する必要があります。

この教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

よって本市では、第一期計画と同様に、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市1地区と設定します。

本市の教育・保育を提供するための施設の位置図



※令和2年4月以降開園予定

第2節 子どもの人口の見通し

計画期間における0～11歳の子どもの人口は、過去5年（平成26年～30年）の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法※により推計を行った結果、就学前児童数は平成31年現在の2,837人から令和6年には2,555人に、小学校児童数は平成31年現在の3,060人から令和6年には2,832人に、それぞれ減少が見込まれています。

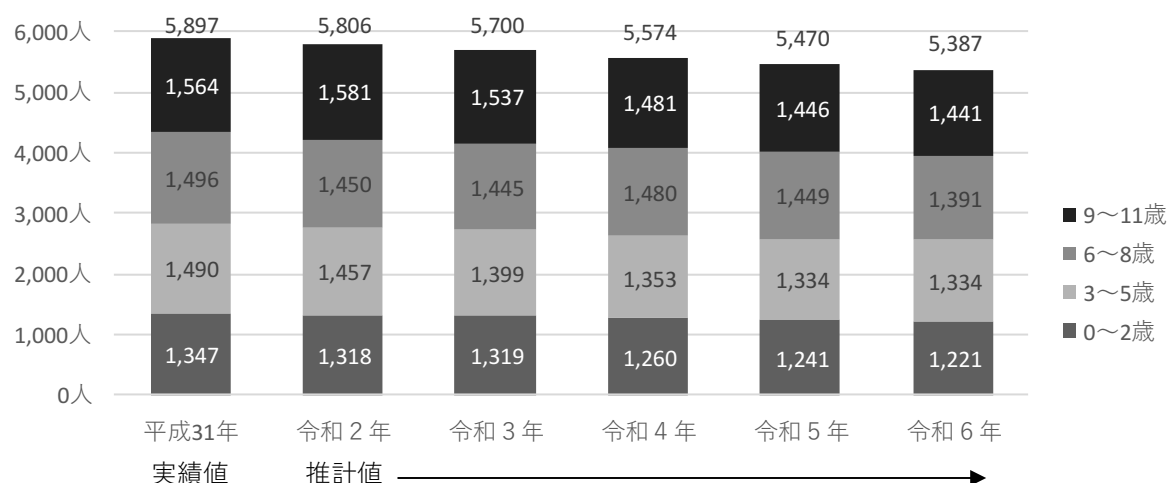
※コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。ここでいう「コーホート」とは、同じ年（又は同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。なお、0歳人口は15～49歳女性の出生率と実績人口の動勢に基づき推計します。

0～11歳の子どもの人口の推計

区分	実績値	推計値				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	465	420	413	407	401	393
1歳	435	474	428	421	415	409
2歳	447	424	478	432	425	419
0～2歳 計	1,347	1,318	1,319	1,260	1,241	1,221
3歳	535	450	424	478	432	425
4歳	477	525	451	425	478	433
5歳	478	482	524	450	424	476
3～5歳 計	1,490	1,457	1,399	1,353	1,334	1,334
就学前児童 合計	2,837	2,775	2,718	2,613	2,575	2,555
6歳	492	481	482	524	450	424
7歳	487	487	479	480	522	448
8歳	517	482	484	476	477	519
6～8歳 計	1,496	1,450	1,445	1,480	1,449	1,391
9歳	548	512	483	485	477	478
10歳	527	541	512	483	485	477
11歳	489	528	542	513	484	486
9～11歳 計	1,564	1,581	1,537	1,481	1,446	1,441
小学校児童 合計	3,060	3,031	2,982	2,961	2,895	2,832

出典（実績値）：住民基本台帳（平成31年4月1日）



第3節 幼児教育・保育の見込量及び確保方策

1 量の見込み

幼児教育・保育の量の見込みは、国の示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」を踏まえつつ、ニーズ調査結果から推計する方法と平成27年度以降の各事業の実績値を勘案し推計する方法により算出し、さらに本市の各事業の特性に応じて「量の見込み」を設定します。

2 保育所（園）・幼稚園の現状

本市には、認可保育所（園）として公立が5園、私立が5園あり、全園において11時間以上の保育を実施しています。

また、幼稚園は公立が8園あります。

市内の保育所（園）・幼稚園の定員等

公立保育所（園）

名称	定員(人)	所在 小学校区
ゆきはた保育園	190	野洲
野洲第三保育園	80	野洲
三上保育園	90	三上
篠原保育園	90	篠原
さくらばさま保育園	100	野洲

私立保育所（園）

名称	定員(人)	所在 小学校区
祇王明照保育園	120	祇王
あやめ保育所	100 (本園)	中主
	20 (よしじ分園)	中主
	20 (こしのはら分園)	野洲
きたの保育園	80	北野
しみんふくし保育の家 竹が丘	120	北野
野洲優愛保育園モンチ	60	野洲

公立幼稚園

名称	定員(人)	所在 小学校区
中主幼稚園	340	中主
野洲幼稚園	260	野洲
三上幼稚園	60	三上
祇王幼稚園	190	祇王
篠原幼稚園	60	篠原
北野幼稚園	260	北野
さくらばさま幼稚園	50	野洲
ゆきはた幼稚園	30	野洲

定員はいずれも平成31年4月1日現在

保育所（園）の入園者数は、平成 31 年 4 月 1 日現在で公立 577 人、私立 549 人で、全体として増加傾向となっています。

保育所（園）利用状況の推移

(単位：人)

		定員	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
利 用 人 員	ゆきはた保育園（注）	190	126	144	166	182	200
	野洲第三保育園	80	69	70	78	81	95
	三上保育園	90	67	74	64	63	69
	篠原保育園	90	86	100	95	93	103
	さくらばさま保育園	100	114	99	103	109	110
	公立保育園 計	550	462	487	506	528	577
	祇王明照保育園	120	128	134	135	134	136
	あやめ保育園	140	112	115	123	134	136
	きたの保育園	80	91	85	97	94	94
	しみんふくし保育 の家竹が丘	120	55	93	115	123	119
	野洲優愛保育園 モンチ	60	57	66	70	66	64
	私立保育園 計	520	443	493	540	551	549
合 計		1,070	905	980	1,044	1,079	1,126

（注）ゆきはた保育園は平成 28 年度に開園し、それまでは野洲第一保育園

※定員は平成 31 年度のもの。実績は各年 4 月 1 日現在。

公立幼稚園は、平成 31 年 4 月 1 日現在で定員が 1,250 人、在園児童数が 808 人で、在園児数は全体として減少傾向となっています。

幼稚園利用状況の推移

(単位：人)

		定員	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
利 用 人 員	中主幼稚園	340	285	249	232	215	213
	野洲幼稚園	260	216	177	154	120	121
	三上幼稚園	60	54	48	44	48	49
	祇王幼稚園	190	145	131	130	131	133
	篠原幼稚園	60	43	33	28	31	33
	北野幼稚園	260	208	212	203	216	217
	さくらばさま幼稚園	50	27	32	25	24	21
	ゆきはた幼稚園（注）	30		15	24	24	21
合 計		1,250	978	897	840	809	808

（注）ゆきはた幼稚園は平成 28 年度に開園。

※定員は平成 31 年度のもの。実績は各年 4 月 1 日現在。

3 量の見込み：幼稚園・保育所（園）

（１）多様な保育サービスの充実

市内に居住する子どもの幼稚園・保育所（園）の利用者数は、次の認定区分や年齢区分ごとに量の見込みを設定します。

量の見込みに対する確保方策（確保の内容）としては、幼稚園・保育所（園）や０～２歳の児童を対象とする地域型保育のほか、企業主導型保育施設の地域枠等、その他の保育サービスが想定されますが、本市では幼稚園・保育所（園）の認可施設により確保を図ります。

認定区分

- ① 1号認定：子どもが３歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭で、幼稚園及び認定こども園を希望。《14 時までの教育を実施》
- ② 2号認定（幼稚園等希望）：子どもが３歳以上の共働き家庭等で、幼稚園及び預かり保育を希望。《14 時までの教育と 14 時以降の一定時間の預かりを実施》
- ③ 2号認定（保育所（園）希望）：子どもが３歳以上の共働き家庭等で、保育所（園）等を希望。
- ④ 3号認定（０歳）：子どもが０歳の共働き家庭等で、保育所（園）や地域型保育等を希望。
- ⑤ 3号認定（１・２歳）：子どもが１・２歳の共働き家庭等で、保育所（園）や地域型保育等を希望。

地域型保育（０～２歳児を対象）

- ① 小規模保育：利用定員 6 人以上 19 人以下の保育事業。施設もしくは保育者の居宅で実施。
- ② 家庭的保育：利用定員 5 人以下の保育事業。保育者の居宅等で実施。
- ③ 居宅訪問型保育：基本的に児童一人に対し保育者一人。児童の居宅を訪問し保育を行う。
- ④ 事業所内保育：事業所内の託児所等に、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設け、保育を行う事業。規模に応じ、地域枠は異なる。

その他の保育サービス

- ① 企業主導型保育施設の地域枠：企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設けることができる。
- ② 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）：幼稚園において保育を必要とする 2 歳児を定期的に受け入れる事業。

区分		令和2年度					合計
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3～5歳			0歳	1・2歳	
		幼稚園希望		保育所（園）希望			
		14時まで	14時以降 一定時間				
①量の見込み （必要利用定員総数）		639人	134人	684人	61人	450人	1,968人
②確保 の内容	幼稚園及び預かり保育	895人	350人	20人			1,265人
	保育所（園）			651人	94人	395人	1,140人
②－①		256人	216人	▲13人	33人	▲55人	437人

※公立保育所（園）の定員を見直しています。

※保育所（園）希望において、幼稚園及び預かり保育で利用調整しています（以降同じ）。

※認定こども園（民間）の開設により、幼稚園の定員を見直しています。

区分		令和3年度					合計
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3～5歳			0歳	1・2歳	
		幼稚園希望		保育所（園）希望			
		14時まで	14時以降 一定時間				
①量の見込み （必要利用定員総数）		598人	127人	674人	66人	482人	1,947人
②確保 の内容	幼稚園及び預かり保育	895人	350人	20人			1,265人
	保育所（園）			651人	94人	405人	1,150人
②－①		297人	223人	▲3人	28人	▲77人	468人

※民間保育所（園）での定員増を図っています。

区分		令和4年度					合計
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3～5歳			0歳	1・2歳	
		幼稚園希望		保育所（園）希望			
		14時まで	14時以降 一定時間				
①量の見込み （必要利用定員総数）		564人	122人	667人	70人	479人	1,902人
②確保 の内容	幼稚園及び預かり保育	895人	350人	20人			1,265人
	保育所（園）			651人	94人	405人	1,150人
②－①		331人	228人	4人	24人	▲74人	513人

区分		令和5年度					合計
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3～5歳			0歳	1・2歳	
		幼稚園希望		保育所（園）希望			
		14時まで	14時以降 一定時間				
①量の見込み （必要利用定員総数）		544人	119人	671人	75人	497人	1,906人
②確保 の内容	幼稚園及び預かり保育	895人	350人	20人			1,265人
	保育所（園）			651人	94人	405人	1,150人
②－①		351人	231人	0人	19人	▲92人	509人

区分		令和6年度					合計	
		1号認定	2号認定		3号認定			
					3～5歳	0歳		1・2歳
			幼稚園希望		保育所（園）希望			
			14時まで	14時以降 一定時間				
①量の見込み （必要利用定員総数）		531人	118人	685人	78人	514人	1,926人	
②確保 の内容	幼稚園及び預かり保育	795人	290人	20人			1,105人	
	保育所（園）			833人	112人	525人	1,470人	
②－①		264人	172人	168人	34人	11人	649人	

※施設の整備により定員を見直しています。

4 提供体制と確保の内容

（１）本市における幼児教育・保育ニーズの傾向

2号認定（保育所（園）希望）の3～5歳人口に対する割合（保育利用率）は、現在の40%台から令和6年度には51.3%へ、3号認定（1・2歳）の1・2歳人口に対する割合（保育利用率）は、現在の40%台から令和6年度には62.1%へ、それぞれ上昇を見込んでいます。

一方、1号認定及び2号認定の幼稚園希望は、計画期間の全年度において、確保の内容が量の見込みを上回る供給超過の状態を見込んでいます。

（２）確保の方針

①利用調整等による確保

○本市の幼稚園では、預かり保育を含めると10時間程度在園することが可能であり、2号ニーズの超過分は、幼稚園にて対応可能です。よって、一定数の2号認定者については幼稚園＋預かり保育を利用いただくことで保育ニーズの充足を図ります。

②定員増による確保

- 公立保育所（園）の定員の見直しを行い、定員増を図ります。
- 民間保育所（園）と協議を行い定員増を図ります。
- 公立施設の空き室を利活用することで定員増を図ります。
- 老朽化した施設の更新・整備を行うなかで定員増を図ります。

③幼児教育・保育等の質の確保及び向上

- 教育・保育の質の確保及び向上を図るため、保育士や幼稚園教諭等への研修を行うほか、教育・保育施設の運営に対して適正な指導と必要な助言を行います。
- 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者を幼児教育アドバイザーとして配置し、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行い、質の向上を図ります。
- 「野洲市三方よし人材バンク」事業を推進し、教育・保育の担い手を増やし、待機児童の解消等を図ります。
- 保育士や幼稚園教諭等の処遇改善を始めとする労働環境の改善に努めます。

④その他

- 必要に応じ、認可保育施設を開設する新規事業者の参入を検討します。
- 幼稚園での2歳児の満3歳保育について検討します。
- 保護者の利便性向上を図るため、幼稚園の預かり保育の時間延長について検討します。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められており、その事業数は13事業で概要は以下のとおりです。

事業名	概要
1 利用者支援事業 (野洲市妊産婦支援事業など)	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、事業類型は、子育て支援事業や保育所(園)等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、待機児童の解消等を図るため保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援する「特定型」、主に保健センターで保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行う「母子保健型」の3つ。
2 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(子育て支援センター等)を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。 (子育て支援講座やにこにこ広場など)
3 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
4 乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問・1歳児訪問)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。地域の民生委員・児童委員による1歳児訪問もある。
5 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。 また、要保護児童対策協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分。
6 子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業 (短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業)。

事業名	概要
7 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業での送迎等)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
8 一時預かり事業 (幼稚園預かり保育・保育所等一時保育)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
9 延長保育事業	保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）において保育を実施する事業。
10 病児・病後児保育事業	病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。
11 放課後児童健全育成事業 (学童保育)	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (世帯の状況により園行事費等を助成)	生活保護世帯等、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業。
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (民間事業者の参入等促進する事業)	幼稚園、保育所（園）等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）等の設置又は運営を促進するための事業。

1 利用者支援事業

(2) 地域での子育て支援体制の充実

《現状》

本市では現在、基本型1か所を野洲市子育て支援センターに、母子保健型1か所を健康推進課に設置しています。

《今後の方針・確保方策》

本事業は、現在の2か所を維持し、さらなる周知を図りつつ、子育て支援コンシェルジュを配置し相談支援の利用促進を図ります。

事業の周知にあたっては、孤立しがちな親子にもアピールできるよう、関係機関との協力による情報発信を図ります。

また、妊産婦が早期に相談でき支援につながるができるよう、母子健康手帳交付時に保健師・助産師が支援者として個別面談します。こうした相談窓口について、広報・ホームページ等にて広く周知します。

そして、医療機関や関係課、子育て支援センター等が連携し、相談内容に応じた支援を実施します。

《第二期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		実績	第二期計画				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実施か所数/か所)			2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
② 確保 方策	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※量の見込み算出方法：事業実績に基づき算出

【参考】《第一期計画（30年度以降は中間見直し後）期間の量の見込みと実績》

区分	第一期計画（30年度以降は中間見直し後）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (実施か所数/か所)	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所
実績	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

2 地域子育て支援拠点事業

(2) 地域での子育て支援体制の充実

《現状》

本市では現在、子育て支援センターを3か所（野洲市子育て支援センター、きたの子育て支援センター、あやめ子育て支援センター）設置しています。

《今後の方針・確保方策》

市内の幼稚園や子育て支援センターを対象とし、令和元年に実施した事業者等アンケート調査では、就園前等の保護者の孤立化を防ぐための取組が課題としてあがっています。このことから、さらなる周知による利用促進とともに、相談し安心できる（人的・物的）環境づくりを図り、夏期の広場開放等による親子等の遊び場の確保に努め、令和3年度以降は公共施設の空きスペースを活用し確保する予定です。

《第二期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		実績	第二期計画				
		平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (年間延利用／人日)			33,083 人日	33,108 人日	31,627 人日	31,150 人日	30,648 人日
② 確保 方策	実施か所数	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	年間延利用	21,000 人日	33,100 人日	33,110 人日	31,700 人日	31,200 人日	30,700 人日

※量の見込み算出方法：ニーズ調査結果に基づき算出

【参考】《第一期計画期間の量の見込みと実績》

区分	第一期計画				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (年間延利用／人日)	20,736 人日	20,988 人日	20,184 人日	19,476 人日	18,900 人日
実績	15,267 人日	15,838 人日	16,527 人日	16,949 人日	

3 妊婦健康診査事業

- (4) 経済的負担の軽減
- (5) 関連事業との連携（母子保健）

《現状》

本事業は、基本診察、医学的検査・計測、保健指導の費用の一部について、湖南4市同額で公費負担を実施しています。

《今後の方針・確保方策》

市内の妊婦が健やかな妊娠期間を過ごせるよう、受診環境の一層の整備に努めるとともに、受診率の状況や県内の公的支援の動向を確認しながら、助成額の増額や実施回数の増加等、公的支援の拡充等について検討します。

《第二期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		実績	第二期計画				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間実利用／人)			442 人	434 人	428 人	422 人	413 人
② 確保 方策	年間実利用	551 人	442 人	434 人	428 人	422 人	413 人

※量の見込み算出方法：事業の利用率の平均値より算出

【参考】《第一期計画期間の量の見込みと実績》

区分	第一期計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間実利用／人)	595 人	574 人	553 人	536 人	551 人
実績	528 人	487 人	463 人	442 人	

4 乳児家庭全戸訪問事業

(2) 地域での子育て支援体制の充実
(5) 関連事業との連携（母子保健）

《現状》

本事業は、平成 30 年度の訪問率が約 9 割となっており、保護者から不安や悩みを聴き、情報提供や関係機関につなげるなど相談支援を実施しています。また、保健師だけでなく、地域の民生委員・児童委員による 1 歳児訪問もあり、地域との連携による手厚い乳児家庭支援を行っています。

《今後の方針・確保方策》

今後も引き続き、乳児のいる全家庭訪問を目指し、育児に不安をもつ産婦が増えてきていることから、関係機関との連携強化により、早期訪問等により早期の状況把握に努めます。

また、民生委員・児童委員の訪問が円滑に行えるよう、事業の周知に努めます。

《第二期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		実績	第二期計画				
		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間訪問乳児数／人)			420 人	413 人	407 人	401 人	393 人
② 確保 方策	訪問率	%	100%	100%	100%	100%	100%
	年間訪問乳児数	435 人	420 人	413 人	407 人	401 人	393 人

※量の見込み算出方法：各年 0 歳推計人口より算出

【参考】《第一期計画期間の量の見込みと実績》

区分	第一期計画				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間訪問乳児数／人)	500 人	482 人	473 人	450 人	435 人
実績	441 人	427 人	366 人	438 人	

5 養育支援訪問事業

(2) 地域での子育て支援体制の充実

《現状》

本事業は、前述の（４）乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果等に基づき、必要に応じて養育に関する専門的な指導・助言の実施とともに、家事・育児援助を行っており、第一期計画における過去５年は毎年度、20～30人程度の利用実績があります。

また、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議して、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応や、児童虐待防止についての市民啓発を実施しています。

《今後の方針・確保方策》

今後も、養育支援を必要とする家庭との関係性を築きながら、継続した支援を行います。

《第二期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		実績	第二期計画				
		平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (年間訪問乳児数／人)			27人	27人	27人	26人	26人
② 確保 方策	年間訪問乳児数	28人	27人	27人	27人	26人	26人

※量の見込み算出方法：事業の利用率の平均値より算出

【参考】《第一期計画期間の量の見込みと実績》

区分	第一期計画				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (年間訪問乳児数／人)	25人	24人	24人	28人	28人
実績	29人	25人	25人	30人	

6 子育て短期支援事業

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実

《現状》

本事業は現在、市外の法人1か所（守山市内法人）に委託し実施しており、第一期計画における過去5年は平成27年度に利用実績があります。

《今後の方針・確保方策》

今後は、育児疲れや育児不安等、必要な人が必要時に利用できるよう、広く周知に努めます。

《第二期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		実績	第二期計画				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延利用／人日)			3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
② 確保 方策	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	年間延利用	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日

※量の見込み算出方法：平成27年度実績に基づき算出

【参考】《第一期計画期間の量の見込みと実績》

区分	第一期計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間延利用／人日)	43人日	42人日	41人日	40人日	40人日
実績	3人日	0人日	0人日	0人日	

7 子育て援助活動支援事業

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実

《現状》

本事業は、ファミリー・サポート・センター事業として野洲市社会福祉協議会に委託し実施しており、平成 28 年度以降の利用実績は概ね横ばいで推移しています。なお、ここでの利用実績は就学前児童の保育施設等への送迎利用によるものです。

《今後の方針・確保方策》

今後も、現在の体制を維持しつつ、市の広報やホームページ、委託先等を通じて、サービスを必要とする方への周知を図るほか、お手伝いをしたい人（まかせて会員）の確保に努めます。

《第二期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		実績	第二期計画				
		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間延利用／人日)			1,981 人日	2,109 人日	2,253 人日	2,359 人日	2,460 人日
② 確保 方策	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	年間延利用	1,600 人日	2,000 人日	2,200 人日	2,300 人日	2,400 人日	2,500 人日

※量の見込み算出方法：利用実績の動向を勘案し算出

【参考】《第一期計画（30 年度以降は中間見直し後）期間の量の見込みと実績》

区分	第一期計画（30 年度以降は中間見直し後）				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間延利用／人日)	556 人日	558 人日	558 人日	1,600 人日	1,600 人日
実績	1,027 人日	1,581 人日	1,557 人日	1,590 人日	

8 一時預かり事業

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実

《現状》

本事業は現在、幼稚園型（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）では、市内幼稚園8か所で実施しています。幼稚園型以外では、きたの保育園、しみんふくし保育の家竹が丘、野洲優愛保育園モンチの3か所で実施しており、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）でも利用者の希望により一時的な預かりが利用可能であり、野洲市社会福祉協議会の1か所で実施しています。

《今後の方針・確保方策》

今後は、幼児教育・保育の無償化に伴う影響を考慮しつつ、現在の体制を維持し、需要への対応とサービスの質の向上に努めます。

また、野洲市三方よし人材バンク等を活用することで、一時預かりを担う保育人材の確保に努めます。

《第二期計画期間の量の見込みと確保方策》

【幼稚園型】

区分		実績	第二期計画				
		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延利用／人日)			34,911 人日	33,189 人日	31,777 人日	31,015 人日	30,698 人日
② 確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰ)	91,200 人日	86,950 人日	86,950 人日	86,950 人日	86,950 人日	72,850 人日

※量の見込み算出方法：利用実績の動向を勘案し算出

【参考】《第一期計画（30年度以降は中間見直し後）期間の量の見込みと実績》

区分		第一期計画（30年度以降は中間見直し後）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (年間延利用／人日)		43,950 人日	41,531 人日	41,781 人日	38,000 人日	38,000 人日
	1号による利用	71人日	67人日	67人日	3,000 人日	3,000 人日
	2号による利用	43,879 人日	41,464 人日	41,714 人日	35,000 人日	35,000 人日
実績		40,373 人日	36,375 人日	34,385 人日	36,971 人日	

【幼稚園型以外】

区分	実績 平成 31 年度	第二期計画				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間延利用／人日)		2, 280 人日	2, 411 人日	2, 489 人日	2, 622 人日	2, 768 人日
一時預かり事業 (幼稚園型以外)		2, 016 人日	2, 153 人日	2, 241 人日	2, 377 人日	2, 525 人日
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学前児童)		264 人日	258 人日	248 人日	245 人日	243 人日
②確保 方策						
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	1, 500 人日	2, 100 人日	2, 200 人日	2, 300 人日	2, 400 人日	2, 600 人日
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学前児童)	240 人日	270 人日	260 人日	250 人日	250 人日	250 人日

※量の見込み算出方法：一時預かり事業は利用実績の動向を勘案し算出
ファミリー・サポート・センター事業は事業の利用率の平均値より算出

【参考】《第一期計画期間の量の見込みと実績》

区分	第一期計画				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間延利用／人日)	1, 628 人日	1, 591 人日	1, 565 人日	1, 529 人日	1, 517 人日
実績	1, 689 人日	1, 401 人日	1, 772 人日	2, 047 人日	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	1, 333 人日	1, 245 人日	1, 387 人日	1, 831 人日	
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学前児童)	356 人日	156 人日	385 人日	216 人日	

9 延長保育事業

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

《現状》

本事業は、市内の全保育所（園）において 11 時間超の保育を行っており、過去 5 年は毎年度 500 人台の利用実績となっています。

《今後の方針・確保方策》

今後は、保護者の就労形態の多様化や長時間勤務に伴う需要に対して、現在の体制を基本として対応します。

《第二期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		実績	第二期計画				
		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間実利用／人)			640 人	661 人	668 人	690 人	717 人
② 確保 方策	実施園数	10 園	10 園	10 園	10 園	10 園	11 園
	年間実利用	1,070 人	1,140 人	1,150 人	1,150 人	1,150 人	1,470 人

※量の見込み算出方法：利用実績の動向を勘案し算出

【参考】《第一期計画（30 年度以降は中間見直し後）期間の量の見込みと実績》

区分	第一期計画（30 年度以降は中間見直し後）				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間実利用／人)	787 人	769 人	757 人	739 人	733 人
実績	—	533 人	563 人	583 人	

10 病児・病後児保育事業

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援体制の充実
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

《現状》

本事業は、平成 29 年 6 月に開始した民間の小児科医による病児保育事業 1 か所のほか、体調不良型の事業（保育所（園）等における緊急的な対応を図る事業及び通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業）を市内 5 か所で実施しています。

《今後の方針・確保方策》

今後は、病児保育事業の周知による利用促進に努めるほか、体調不良型における人材確保（看護師の配置）について、野洲市三方よし人材バンクの活用等、必要な対策を実施し、令和 2 年度以降は体調不良型事業を 1 か所増やす計画です。

《第二期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		実績	第二期計画				
		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間延利用／人日)			2,377 人日	2,328 人日	2,238 人日	2,206 人日	2,189 人日
② 確保 方策	病児・病後児保育 事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		1,500 人日	1,200 人日	1,200 人日	1,200 人日	1,200 人日	1,200 人日
	体調不良型	5 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
		563 人日	1,200 人日	1,200 人日	1,200 人日	1,200 人日	1,200 人日

※量の見込み算出方法：ニーズ調査結果に基づき算出

【参考】《第一期計画（30 年度以降は中間見直し後）期間の量の見込みと実績》

区分		第一期計画（30 年度以降は中間見直し後）				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間延利用／人日)		61 人日	60 人日	59 人日	1,950 人日	2,063 人日
実績		343 人日	212 人日	1,071 人日	2,177 人日	
	病児・病後児保育 事業	—	—	432 人日	1,024 人日	
	体調不良型	343 人日	212 人日	639 人日	1,153 人日	

11 放課後児童健全育成事業

(2) 地域での子育て支援体制の充実

《現状》

本事業は、学童保育事業として野洲市社会福祉協議会に指定管理委託しており、現在、小学校6年生までを対象に、市内23か所の「こどもの家」で実施し、利用形態は通年利用のほか、季節利用（春休みや夏休み、冬休みの利用）も設けています。在籍児童数は年々増加しており、平成31年には1,000人超となっています。

《今後の方針・確保方策》

施設によっては季節利用時に定員超過のところもあることから、季節利用時には小学校の余裕教室を活用しつつ、今後も待機児童が発生しないよう、需要に応じた実施体制の確保に努めます。また地域による利用偏在を把握しつつ、老朽化が著しい施設を更新するなかで定員増を図ります。

《第二期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	実績	第二期計画				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間実利用/人)		1,073人	1,114人	1,172人	1,203人	1,233人
1年生		209人	218人	245人	218人	213人
2年生		201人	202人	207人	230人	202人
3年生		205人	219人	228人	241人	277人
4年生		181人	180人	191人	197人	207人
5年生		164人	167人	169人	181人	189人
6年生		113人	128人	132人	136人	147人
②確保方策						
実施か所数	23か所	25か所	25か所	25か所	27か所	27か所
利用定員	1,030人	1,105人	1,105人	1,105人	1,165人	1,165人
小学校余裕教室活用(季節時)		—	40人	80人	40人	80人
年間利用		1,105人	1,145人	1,185人	1,205人	1,245人

※通年利用と季節利用（春休みや夏休み、冬休みの利用）を合わせた量の見込み

※量の見込み算出方法：利用実績の動向を勘案し算出

【参考】《第一期計画（30 年度以降は中間見直し後）期間の量の見込みと実績》

区分	第一期計画（30 年度以降は中間見直し後）				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （年間実利用／人）	694 人	701 人	700 人	1,000 人	1,000 人
低学年	440 人	452 人	451 人	638 人	638 人
高学年	254 人	249 人	249 人	362 人	362 人
実績※	803 人	933 人	953 人	994 人	1,022 人
1 年生	204 人	216 人	206 人	198 人	210 人
2 年生	171 人	209 人	211 人	210 人	189 人
3 年生	158 人	174 人	191 人	196 人	209 人
4 年生	125 人	150 人	150 人	182 人	184 人
5 年生	99 人	109 人	124 人	114 人	145 人
6 年生	46 人	75 人	71 人	94 人	85 人

※通年利用と季節利用（春休みや夏休み、冬休みの利用）を合わせた実績（毎年 5 月 1 日時点）

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 経済的負担の軽減

《現状》

本事業は、野洲市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱を制定し、対象者に補助金を交付しています。

《今後の方針・確保方策》

本事業は、対象児童を適切に把握した上で、実費徴収に係る補足給付の公費負担を実施します。

《第二期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		実績	第二期計画				
		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間支給児童数/人)			6 人	6 人	5 人	5 人	5 人
② 確保 方策	年間支給児童数	5 人	6 人	6 人	5 人	5 人	5 人

※量の見込み算出方法：事業の利用率の平均値より算出

【参考】《第一期計画（30 年度以降は中間見直し後）期間の量の見込みと実績》

区分	第一期計画（30 年度以降は中間見直し後）				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (年間支給児童数/人)	—	—	—	5 人	5 人
実績	9 人	6 人	6 人	3 人	

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 多様な保育サービスの充実

《現状》

本事業は、随時、事業者との相談対応を実施しています。

《今後の方針・確保方策》

本市は、本事業により必要に応じて、認可保育施設を開設する新規事業者の参入を検討します。

第 5 節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼稚園、保育所（園）等においては、小学校との円滑な接続を推進する観点から、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

第 6 節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国の幼児教育・保育の無償化（令和元年 10 月）に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する者が無償化の対象となるためには、子ども・子育て支援法第 30 条の 5 に規定する「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

この子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付の適切な実施回数や時期といった給付対象者の利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討し、円滑に行えるようにします。

第5章 包括的子育て支援施策

第1節 施策の展開

本節では、本編 23 ページ「第3節 施策体系」に基づき、各基本目標における施策の方向性において取り組む事業を掲載しています。これらの事業については、第一期計画でも取り組んでおり、第二期計画においても継続して取り組みます。ただし、各事業の中には、それぞれ位置づけられている計画で実施されるものがあり、第二期計画ではそれらを明示します。また、各事業はそれぞれ所管する担当課等にて取り組んでいきます。

（各事業の内容は、資料編第4節の包括的子育て支援施策の事業内容一覧に掲載しています。）

基本目標1 子育てにやさしい環境づくり

- （1）多様な保育サービスの充実
- （2）地域での子育て支援体制の充実
- （3）ワーク・ライフ・バランスの推進
- （4）経済的負担の軽減

▶ 第4章に定めるとおり

（5）関連事業との連携

①母子保健事業

子育てを行う家庭にとって、妊娠・出産・乳児期の育児期間が不安や孤立感を感じやすい期間です。親族だけでなく、地域・行政が丸となり切れ目ない支援を行うための仕組みを構築し推進することで、安心して安全な子育て環境を整備していくことが大切です。そのためには、母子保健と子育て支援の緊密な連携が不可欠です。

本市の母子保健事業においては、母子健康手帳交付時から助産師・保健師による面接を実施しており、妊娠期から妊婦及び家族の相談支援を行っています。また、就労している父母が参加しやすいよう土曜日に「出産準備教室」を開催し、共に子育てに取り組めるような環境づくりを推進しています。そのほか、「マタニティサロン」、「育児サロン」、「すこやか相談」など子育て世代の交流の場の提供や、妊娠・出産及び育児の不安や様々な悩みへの相談支援も行っています。

ほかにも、不妊治療に関する情報提供や相談体制の充実を図っており、平成 29 年度からは男性不妊の治療費に対する経済的な支援を実施し、平成 30 年度は申請者が前年度より 6 割増加しています。

さらに、子どもの健やかな成長・発達を見守るため、乳幼児健康診査や予防接種事業を実施しているほか、小児の救急医療に関する情報提供を通じて、適切な医療が早期に受けられるように支援しています。

②医療費の助成

市内に住所を有する乳幼児（０歳）から小学校就学前への医療費（通院及び入院）の自己負担分全額を助成し、小中学生の入院にかかる医療費の自己負担分全額を助成しています。なお、子どもの医療費助成について、現行の助成制度に加え、小学１年～３年生の通院費の自己負担額に対する助成を実施する予定です。

今後も、不妊への支援から、妊娠・出産、子どもの健やかな成長まで、関係機関と連携した包括的な支援を推進します。

事業と担当課

NO	事業	担当課等
1	母子健康手帳の交付	健康推進課
2	訪問指導（妊産婦・新生児・乳幼児）	健康推進課
3	妊産婦の地域・行政との交流機会創出	健康推進課
4	妊産婦及び家族への禁煙支援	健康推進課
5	不妊治療に関する情報提供や相談体制の充実	健康推進課
6	乳幼児健康診査の推進	健康推進課
7	予防接種事業の周知	健康推進課
8	育児相談の充実	健康推進課 子育て支援センター
9	小児救急医療体制に関する情報の提供	健康推進課
10	かかりつけ医づくりの推進	健康推進課
11	医療費の助成	保険年金課
12	不慮の事故防止に関する啓発の推進	健康推進課

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

(1) 家庭教育の充実と親としての意識の醸成

子育て家庭の核家族化の進展や地域社会とのつながりが薄れる中、親は周囲の様々な支援を受けながら、子育てを経験することを通じて成長していくものであり、その「親育ち」の過程を支援することが必要です。

本市では、幼稚園・保育所(園)において育児や家庭教育に関する保護者研修会や懇談会を実施しているほか、学校とPTA等が協力しながら、家庭教育の重要性について啓発を行っています。

今後も、幼稚園・保育所(園)や学校とPTA等が協力しながら、家庭教育の充実と親としての意識の醸成を図ります。

事業と担当課

NO	事業	担当課
1	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実 【野洲市教育振興基本計画】	学校教育課 こども課 生涯学習スポーツ課

(2) 地域における学習の推進

子どもたちにとっては、家庭や学校での教育だけでなく、放課後や休日等の余暇時間を有効に活用し、地域住民との交流や、文化・スポーツ・レクリエーション活動、環境保全活動等の多様な体験を通じて豊かな心を育んでいくことが大切です。

本市では、子ども会やスポーツ少年団等の活動支援とともに、図書館や各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動を行う教室を実施しているほか、市立小・中学校の体育施設を開放することで、身近にスポーツに親しめる環境づくりに努めています。

今後も、地域の特色を活かした様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動について、地域住民と協働で推進します。

事業と担当課等

NO	事業	担当課等
2	子ども会活動、青少年団体活動等への支援 【野洲市生涯学習振興計画】	生涯学習スポーツ課
3	図書館活動の充実 【野洲市子どもの読書活動推進計画】	野洲図書館

NO	事業	担当課等
4	コミュニティセンターを活用した交流活動の充実	協働推進課
	コミュニティセンターとの連携 【野洲市生涯学習振興計画】	生涯学習スポーツ課
5	学校体育施設の開放 【野洲市生涯学習振興計画】	生涯学習スポーツ課
6	環境に関する啓発の推進 【野洲市環境基本計画】	環境課
7	郷土の歴史・文化とふれあう機会の提供	野洲市歴史民俗博物館

（３）命に関する教育の充実

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼします。そのため、関係課が連携し命に関する教育の充実を図ることが、子どもの健全育成のために重要になってきます。

本市では、発達段階に応じた性に関する指導のほか、守山野洲少年センターや守山警察署と連携し薬物乱用防止教室の開催とともに、小中学生を対象とした非行防止教室を開催しています。

また、青少年育成市民会議、守山警察署や守山野洲少年センター等の関係機関と連携し、子どもたちの見守りや街頭啓発活動を実施しています。

そして今後も、性に関する指導の推進とともに、喫煙や薬物に関する教育や学童期・思春期における心の問題について、学校教育や関係機関と連携を密にし必要な取組を推進します。

事業と担当課

NO	事業	担当課
8	性に関する指導の推進	学校教育課
9	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	学校教育課 生涯学習スポーツ課
10	関連する機関との連携	学校教育課

（４）豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全

本市の豊かな自然と悠久の歴史の中でつちかわれた文化を、将来へとつないでいくことは本計画の基本理念であり、そうした文化遺産を維持しながらも、子どもたちが安全かつ健全に遊べる場所の確保が重要です。

本市では、子どもの安全な遊び場を確保するため、都市公園や地域ふれあい公園、児童公園の遊具等公園施設については毎年一度の安全点検を行い、修繕が必要な遊具等については修繕を行うとともに、日常の維持管理については、地域の参画を得ながら行うことで、安全性の確保に努めています。また都市の緑化を推進するため、みどりの基本条例の制定、みどりの基本計画の策定を行い、持続可能な身近な都市公園の充実を図ります。

幼稚園や保育所(園)においては園庭開放を行い、未就園児や園児に安全な遊び場を提供しているほか、野洲市の景観行政については広報等で周知を行っています。

今後も、安全で安心して遊べる場の確保を図るため、引き続き遊具の保守点検を実施し、修繕が必要となれば早急に修繕を実施するほか、必要に応じて新たな遊び場の確保を検討します。

事業と担当課等

NO	事業	担当課等
11	遊び場の確保・整備 【野洲市都市計画マスタープラン、みどりの基本計画】	こども課 教育総務課 都市計画課 子育て支援センター
12	歴史や自然を生かしたまち並みの周知 【野洲市景観計画】	都市計画課

(5) 子どもの安全の確保

子どもの安全を脅かすものの中で、犯罪被害や交通事故、災害等については、一人ひとりの日ごろの心がけや地域の協力・助けあいによって被害を抑えることのできるものがあります。

本市では、不審者対応について、不審者を発見された場合、幼稚園、保育所、学校と連携し、市のメール配信サービスを登録された方に不審者情報を配信し、地域の防犯意識・防犯力の向上を図っています。また、幼稚園や保育所（園）、学校において、不審者対応の避難訓練も実施しています。さらに、引渡し訓練や避難訓練の実施によって保護者に対する啓発を行うほか、スクールガードリーダーを講師に招いた防犯安全指導を実施しています。

また、施設や設備面に関しても、防犯カメラやインターホン、緊急通報システムを順次設置しています。

さらに、近年、インターネットを通じたいじめや有害サイトが問題となっていることを踏まえて、携帯電話・スマートフォン等にかかるフィルタリングやマナー、ルールに関する学習の機会を設けています。

今後も、良好な治安確保や地域の防犯力向上のため、幼稚園や保育所（園）、学校における定期的な訓練や教室等開催の継続のほか、保護者や関係者との安全管理への意識の共有化、設備面の維持管理や啓発活動の継続実施を図ります。

事業と担当課

NO	事業	担当課
13	子どもの防犯意識の醸成 【野洲市教育振興基本計画】	こども課 学校教育課
14	子どもSOSホーム 【野洲市教育振興基本計画】	学校教育課
15	防犯体制の強化	危機管理課 (学校教育課)
16	園や学校の安全管理に関する取組の徹底 【野洲市教育振興基本計画】	こども課 学校教育課
17	交通安全教育の推進 【野洲市交通安全計画】	危機管理課 こども課 学校教育課

（６）関連計画（野洲市教育振興基本計画）との連携

就学前では、いろいろな遊びの中で十分に体を動かし感性豊かな心の育ちを、学校教育では、学ぶことの楽しさや成就感を体得し、基礎的・基本的な生きる力と自立の能力を身につける教育を進めることが大切です。

このような考えのもと、本市は、野洲市教育大綱において「愛と輝きのある教育のまち・野洲 ～一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあうひとづくり・まちづくり～」を基本理念とし、『子どもの「育ち」を支援します。』、『子どもの「生き抜く力」を育てます。』、『だれでもどこでも学びあう環境を整備します。』の３つの基本目標を設定しています。

そして、教育大綱の基本理念の具現化のために、野洲市教育振興基本計画（第２期中間見直し 平成 31 年 4 月改訂）に基づく 32 の施策を設定しています。

また、人権学習プランに基づく人権教育の実践とともに、子どもたちや保護者が環境問題に関心を持ち、リサイクル活動や清掃活動に参加する取組や機会の提供のほか、クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流事業や野洲市国際協会への支援を通じて、異文化交流や国際理解の推進を図るなど、様々な教育事業を展開しています。

今後も、子どもの育ちを支援し、生きる力を育むために、本市がこれまでも取り組んできた人権教育や環境教育、国際理解教育等を継続し、さらに充実を図ります。

事業と担当課

NO	事業	担当課
18	人権教育の推進 【野洲市教育振興基本計画】	こども課 学校教育課 人権施策推進課
19	環境教育の充実	こども課 学校教育課
20	男女平等教育の推進 【野洲市男女共同参画行動計画】	こども課 人権施策推進課
21	国際理解教育の推進 【野洲市教育振興基本計画】	企画調整課 こども課 学校教育課
22	福祉教育の推進	学校教育課
23	情報教育の推進 【野洲市教育振興基本計画】	学校教育課

（７）関連計画（野洲市食育推進計画）との連携

食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることです。

本市においては、市民一人ひとりが食への感謝の気持ちを深め、食に関する知識と選択する力を身につけ、実践することにより、自らが心身の健康を守り、人生を心豊かに生きることができる人を育むことを目的に、「野洲市食育推進計画（第３次）」（平成 31 年 3 月）を策定し、生活習慣病予防や地産地消、和食や共食等を推奨するための様々な取組を展開しています。

今後も、こうした食育の推進により、乳幼児期から、市民一人ひとりが食への感謝の気持ちを深め、食に関する知識と選択する力を身につけ、実践することができる生活習慣を育み、自らの心身の健康を守り、人生を心豊かに生きることができる人を育むことを目指します。

事業と担当課

NO	事業	担当課
24	食育の推進 【野洲市食育推進計画】	健康推進課

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、全国的に見て増加傾向であり、子どもの大学進学率が低いことや母子世帯における生活保護受給率、相対的貧困率の高さが指摘されています。

本市では、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の生活全般に関わる相談支援を行っています。さらに、ひとり親家庭の自立した生活の実現に向け、母子・父子自立支援プログラム策定員とハローワーク等関係機関が連携した就職支援や、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業等の経済的支援を実施しています。

今後も、ひとり親家庭の自立を支援するため、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援に関わる事業を総合的に展開します。

事業と担当課

NO	事業	担当課
1	ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	子育て家庭支援課
2	ひとり親家庭への経済的支援	子育て家庭支援課 こども課 保険年金課

(2) いじめ、不登校、問題行動への対応の充実

いじめは、子どもの人権の重大な侵害であり、その解決のためには、学校が一丸となって対応することはもとより、関係機関や保護者、地域とも積極的に連携し、社会の総力を結集し、その根絶に取り組むことが必要です。

本市においては、いじめ問題への対応は、学校等における最重要課題の一つとして捉えており、平成 26 年度に「野洲市いじめ防止等対策条例」を制定し、市としてその防止に努めることを表明したほか、国の「いじめ防止対策推進法」に基づき、「野洲市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することとしています。

また、いじめだけでなく、不登校や問題行動等、子どもの後の成長に影を落とす懸念のあるものに対する対応が求められます。

本市のふれあい教育相談センターでは、こころの教育相談として、不登校やいじめ、友だち関係等の学校生活の悩み、子育てや親子関係に関する悩み、その他、お子さんの教育に関することについて、本人や保護者の相談や問題解消への援助を行っており、継続したカウ

セリングの実施とともに、学校や関係機関との緊密な連携により、相談者の不安や悩みの解決に向けた支援を行っています。

さらに、適応指導教室を設けて、学校に行けない子、行きにくい子の居場所をつくり、自発的に活動できるように側面から援助しています。

そして、野洲市青少年育成市民会議を中心に、地域ぐるみによる子どもの健全育成を図るため、学校教職員・保護者・学区青少年育成会議及び各種団体とともに協議し、守山警察署、守山野洲少年センターとも連携した活動を展開しています。

今後も、いじめや不登校等について、児童生徒一人ひとりの状況に応じて適切な対応ができるよう、学校や保護者・関係機関との連携を強化し、相談機能の充実につなげていくほか、青少年の問題行動への対応を図るための取組を推進します。

事業と担当課等

NO	事業	担当課等
3	こころの教育相談事業の充実 【野洲市教育振興基本計画】	ふれあい教育相談センター
4	適応指導教室の充実 【野洲市教育振興基本計画】	ふれあい教育相談センター
5	青少年健全育成事業の推進 【野洲市教育振興基本計画】	生涯学習スポーツ課

（３）子どもの権利の尊重

平成元年に国連で採択され、平成６年に国内批准された「児童の権利に関する条約」（「子どもの権利条約」）では、すべての子どもは、性別や出身、障がいの有無等でいかなる差別も受けることなく、自分のことについて自由に意見を述べるなどの権利が保障されています。

近年、我が国では、虐待、いじめ、差別、貧困等、子どもの人権問題が大きな社会問題となっています。とりわけ虐待に関しては、相談対応件数が年々増加傾向であり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、地域全体で取り組むべき重要課題です。

本市では、児童虐待防止の取組として「要保護児童対策地域協議会」を設置し、中央子ども家庭相談センターや民生委員児童委員、医療機関、警察、庁内関係機関等が連携し虐待の予防対策と早期発見・早期対応に取り組んでいます。

また、子どもの人権や権利を守る市民意識を高めるため、子どもの権利条約について児童福祉月間等を活用し市民に広報しています。

さらに、青少年育成市民会議の活動を通して、子どもの思いを大人が受け止める場づくりを行っています。

今後も、養育支援訪問事業や母子保健事業との連携を通じて、児童虐待等リスクの高い家庭の早期発見・早期支援を図ります。また「要保護児童対策地域協議会」を中心として、関係機関が連携した早期対応や児童虐待防止に関する研修やキャンペーン等により、虐待、特にネグレクトに該当する行為（自宅や車内への放置等）の防止の普及啓発を図ります。さらに、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、地域内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に相談・支援等を行います。

そのほか、子どもの権利全般を守るための様々な啓発事業の実施や、研修機会、子どもが意見を発表する機会の提供とともに、外国籍の子どもへの支援を継続します。

事業と担当課等

NO	事業	担当課等
6	要保護児童対策地域協議会の機能強化	家庭児童相談室
7	「子どもの権利条約」の普及・啓発	家庭児童相談室
8	差別をなくす教育・保育の実施	人事課 こども課 学校教育課 人権施策推進課
9	子どもの意見発表の機会の提供 【野洲市教育振興基本計画】	生涯学習スポーツ課
10	市内在住・在勤の外国人家庭への支援	企画調整課

（４）関連計画（野州市障がい児福祉計画）との連携

障がいのある子どもが個性を発揮しながら生きがいある人生を送るためには、子ども及びその家族に対して、効果的な発達支援や教育を切れ目なく提供することが必要不可欠です。

本市の障がい者基本計画は、「すべての人が、ともに地域のなかでいきいきと暮らすことができるまち」を基本理念とし、子どもに関わる基本目標として「生涯にわたる発達の支援」を掲げており、すべての子どもたちが共に学び合い、育ち合う教育を推進するとともに、一人ひとりの特性、能力に応じた適切な教育体制を整備することとしています。

また、平成 30 年 3 月に策定した「第 1 期野州市障がい児福祉計画」では、障がい児支援の提供体制の整備として、障がい児発達支援センターの整備や医療的ケア児支援のための協議の場の設置検討（圏域もしくは市で）等の方針が掲げられています。

今後も、子ども一人ひとりの個性に応じた特別支援教育の実施とともに、発達支援に関わる通所又は訪問による事業の充実、医療的ケア児への対応や子どもの居場所づくりに加えて、各種手当や給付の支給継続を図ります。

事業と担当課等

NO	事業	担当課等
11	特別支援教育	学校教育課 こども課
12	早期療育通園事業（療育教室）の充実 【野州市障がい者基本計画】	発達支援センター
13	ことばの教室の充実	ふれあい教育相談センター
14	おやこ教室の充実	発達支援センター
15	保育所等訪問支援の実施 【野州市障がい児福祉計画】	発達支援センター
16	医療型児童発達支援事業 【野州市障がい児福祉計画】	障がい者自立支援課
17	巡回発達相談の実施	発達支援センター
18	障がいのある子どもの居場所づくりの促進 【野州市障がい児福祉計画】	障がい者自立支援課
19	障がいのある子どものいる家庭への福祉手当等の給付・支給	障がい者自立支援課

第2節 計画の推進体制

1 計画の推進にあたっての役割分担

各施策の推進については、関連する事業を所管する担当課等において取り組んでいきます。また、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、こども課が中心となり、毎年度、進捗状況を把握していきます。

計画の推進体制

役割	事業	担当課・関係機関
①担当課等による事業の実施 子ども・子育て支援に関連する事業をそれぞれ所管する担当課等において取り組みます。	本編 23 ページ「第3節 施策体系」に基づき、各基本目標における施策の方向性において取り組む事業	♦ こども課 ♦ 担当課等
②事業計画進捗状況の評価と公表等 計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。	事業計画進捗状況の評価と公表等	♦ こども課 ♦ 野洲市子育て支援会議

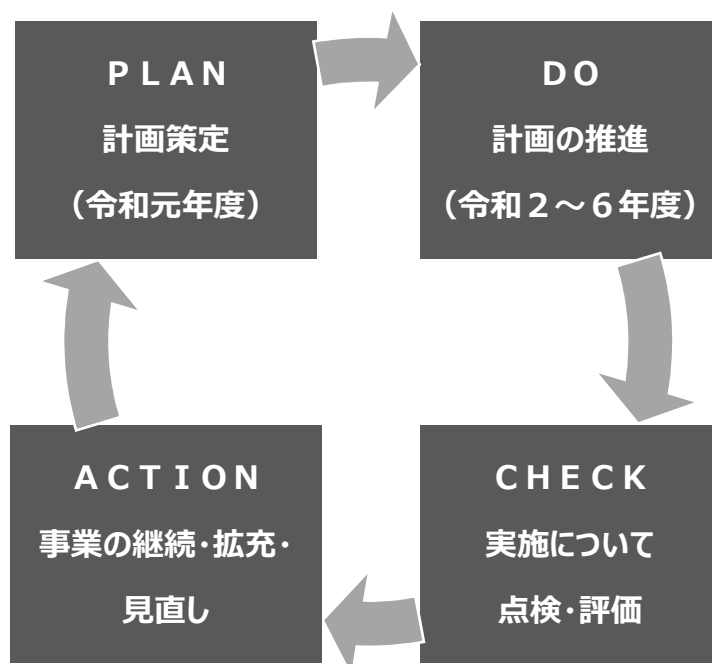
2 進行管理

第二期計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「野洲市子育て支援会議」において議論を行ってきました。

本会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置づけられています。

そのため、計画策定後も「野洲市子育て支援会議」において、年度計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことにより、PDCA サイクルに基づく進行管理を行っていきます。

PDCA



資料編

第 1 節 野洲市子育て支援会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、野洲市子育て支援会議(以下「子育て支援会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て支援会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子育て支援会議は、委員 15 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子育て支援に係る当事者
- (3) 子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第 5 条 子育て支援会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(報酬の額等)

第 6 条 委員の報酬の額、支給方法等は、野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年野洲市条例第 48 号)に定めるところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子育て支援会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2節 計画策定の経過

本計画策定の経過は、次のとおりです。

実施時期		実施事項	主な議事・概要
平成30年度	6月29日	第1回（第13回）野洲市子育て支援会議	● 野洲市子ども・子育て支援事業計画の本年度の計画について ● 野洲市子ども・子育て支援事業計画（次期計画）策定に向けて
	10月16日	第2回（第14回）野洲市子育て支援会議	● 野洲市子ども・子育て支援事業計画（次期計画）策定に向けたニーズ調査について
	11月28日～12月21日	野洲市子ども・子育て支援に関するアンケート調査	● 市内在住の就学前児童 1,000 人及び小学校児童 1,000 人の各保護者を対象にアンケート調査を実施 ● 就学前児童の有効回収数 493（49.3%） ● 小学校児童の有効回収数 464（46.4%）
	3月14日	第3回（第15回）野洲市子育て支援会議	● 野洲市子ども・子育て支援事業計画の本年度の進捗状況について ● 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の結果及び分析について ● 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたヒアリングの実施について ● 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の構成について
令和元年度	5月31日	第1回（第16回）野洲市子育て支援会議	● 野洲市子ども・子育て支援事業計画の本年度の計画について ● 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の骨子案（第1章から第4章第3節まで）について ● 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて ● 野洲市子ども・子育て支援事業計画（現行計画）の評価と課題の整理について ● 野洲市子ども・子育て支援にかかるヒアリング調査について
	7月26日	第2回（第17回）野洲市子育て支援会議	● 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画骨子案（前回提示）の更新について ● 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて
	10月4日	第3回（第18回）野洲市子育て支援会議	● 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画素案について
			●
			●
			●
			●

第3節 野洲市子育て支援会議委員名簿

区分		氏名	所属
1号委員 保護者	1	森嶋 利成	野洲市保育所保護者連絡協議会 ※任期：平成31年4月1日～平成31年12月31日
	2	深尾 望	野洲市PTA連絡協議会（幼稚園保護者） ※任期：平成31年4月1日～平成31年12月31日
	3	湊 景子	野洲市PTA連絡協議会（小学校保護者） ※任期：平成31年4月1日～平成31年12月31日
	4	橘 円	野洲市PTA連絡協議会（中学校保護者） ※任期：平成31年4月1日～平成31年12月31日
	5	岡本 恵利華	学童保育所連絡協議会 ※任期：平成31年4月1日～平成31年12月31日
2号委員 子育て支援 事業当事者	6	山口 桂子	民間保育所
	7	水谷 威彦	野洲市社会福祉協議会
3号委員 学識経験者	8	前川 頼子	学識経験者
4号委員 市長が必要 と認める者	9	辻川 眞由美	野洲市民生委員児童委員協議会
	10	八木 芳良	野洲市立小学校 校長会 ※任期：平成30年4月1日～平成31年12月31日
	11	安田 亮	事業者（株式会社村田製作所野洲事業所）

第4節 包括的子育て支援施策の事業内容一覧

第一期計画で明記していた包括的子育て支援施策の事業内容について、以下に掲載しています。番号は第二期計画における包括的子育て支援施策の事業番号に対応しています。

基本目標1 子育てにやさしい環境づくり

NO	事業	内容
1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳は、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録であるとともに、その交付時は、行政とのはじめてのコンタクトの機会でもあります。母子健康手帳交付時には、保健師による面接を行い、妊娠と乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報をきめ細かに提供しています。
2	訪問指導（妊産婦・新生児・乳幼児）	母親が最も不安を感じる出産前後、乳幼児期までは保健師や助産師が訪問指導を実施し、子どもの健やかな成長発達が促されるよう、育児支援をしていきます。
3	妊産婦の地域・行政との交流機会創出	「マタニティサロン」、「育児サロン」、「出産準備教室」などを継続するとともに、より多くの参加促進のため周知活動を推進するほか、両親で参加できるプログラムを検討・実施していきます。また、個別に話をする機会である訪問指導などを充実し、育児の不安や悩みの解消を図ります。
4	妊産婦及び家族への禁煙支援	母子健康手帳交付時や訪問のほか、各種教室の相談、乳幼児健診など、タバコのもたらす妊産婦及び家族の健康への影響について知識を普及する機会を拡充し、同居家族による受動喫煙の防止や禁煙に向けた取り組みを、関係各課連携のもと推進します。
5	不妊治療に関する情報提供や相談体制の充実	不妊治療に関する不安や悩みを解消するために、関係機関が連携して、情報提供や相談体制を確立します。また、経済的支援に関する情報提供を行います。
6	乳幼児健康診査の推進	乳幼児の異常の早期発見と疾病予防、また虐待につながる不適切な養育環境を把握するため、4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半児に対する定期健康診査を実施するとともに、関係各課が連携して周知促進を行い受診率向上に努めます。
7	予防接種事業の周知	乳幼児の感染症予防のため、医療機関にて行われる Hib、肺炎球菌、四種混合、BCG、MRなどの定期予防接種について、広く情報提供を行います。

NO	事業	内容
8	育児相談の充実	子育ての中で生じる様々な悩みについて、育児相談を開催します。開催にあたっては、子育て支援センターなどを中心に、市民にとって少しでも身近な場での開催を検討します。
9	小児救急医療体制に関する情報の提供	小児の緊急医療が必要となった場合に、どこで診療が受けられるかの情報を関係各課連携のもとで提供し、適切な医療が早期に受けられるように支援します。
10	かかりつけ医づくりの推進	子どもの健康管理、疾病予防に関して相談できる、かかりつけ医づくりを、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて推進します。
11	医療費の助成	福祉医療費助成制度については、制度の枠組みを維持していくため、制度本来の目的である経済的支援という基本的なスタンスに立ち返り、制度の適正化に向け必要な見直し・改善を図ります。
12	不慮の事故防止に関する啓発の推進	乳幼児期に起こりやすい事故について周知を図り、不慮の事故を防止するため、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて、広報誌や配布物等を活用して事故防止について啓発します。

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

NO	事業	内容
1	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	子どもへの接し方やしつけなど、保護者に育児や家庭教育に関する知識を得て実践してもらうため、幼稚園・保育所(園)、小・中学校と連携しながら、研修会や講座等の学習機会や情報提供の充実に努めます。また、PTAや保護者会の活動を中心に、様々な機会を通じて、家庭教育の重要性を啓発していきます。
2	子ども会活動、青少年団体活動などへの支援	多様な年齢の子どもが交流を図り、成長する場として、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等にも取り組みます。
3	図書館活動の充実	親と子の育ち合いの場、子どもが本に親しむ場として、地域に出向いての絵本の読み聞かせや学校図書館とのネットワーク化を図るなど、本に親しめる環境づくりを進めます。

N0	事 業	内 容
4	コミュニティセンターを活用した交流活動の充実	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動、環境などの学習活動を行う教室を地域住民と協働で開催していきます。
	コミュニティセンターとの連携	
5	学校体育施設の開放	子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設（運動場、体育館等）を一般に開放し、地域のスポーツ活動の促進を図ります。
6	環境に関する啓発の推進	びわ湖から里山の自然環境を活かしたイベントを市民協働で実施し、子どもを対象に自然環境に関する体験学習を実施します。
7	郷土の歴史・文化とふれあう機会の提供	豊かな歴史と文化遺産を展示紹介するとともに、家族ぐるみで学べる場の提供など、子どもが郷土の歴史・文化に親しみを持って学習できる機会の提供を図ります。
8	性に関する指導の推進	各年齢に応じて、生命・育児の尊さに関すること、性や感染症に関することなどについて、正しい知識の普及啓発を図ります。特に中高生に対して早期の啓発や相談ができる体制の構築を検討します。また、専門的な視野で指導できる人材をゲストティーチャーとして活用し、学習内容の充実を図ります。
9	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	警察や少年センターなど関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を行います。
10	関連する機関との連携	児童生徒の思春期における健全育成を目的に、小・中学校と健康推進課など関係機関との連携を強化し保健教育の充実を図ります。
11	遊び場の確保・整備	施設管理や危機管理対策に配慮しつつ、公園、子育て支援センター、保育所(園)や幼稚園、小・中学校等の遊具や体育施設の保守点検と修繕を行います。また、新規公園の整備についても、土地利用の状況を勘案しながら、検討を進めます。
12	歴史や自然を生かしたまち並みの周知	歴史や自然を生かした優れた景観を、未来に引き継ぐべき重要な資産として周知するとともに、市民の認識として定着を図ります。

NO	事 業	内 容
13	子どもの防犯意識の醸成	保育所(園)や幼稚園、小・中学校において、被害防止教室などの防犯講習を充実し、子どもの防犯意識の醸成を図ります。特に、インターネット等の問題については、保護者も含め意識の醸成に努めます。
14	子どもSOSホーム	子どもの安全を守るため、保護者・地域と連携協力し、子どもが外で危険な目にあった時に助けを求めることができる家「子どもSOSホーム」の設置を進めます。
15	防犯体制の強化	地域での子どもの安全を確保するため、保護者、地域住民、学校、警察等が連携・協力し、防犯活動や見守り活動等を推進していきます。また、防犯灯など市内の防犯設備の強化にも努めます。
16	園や学校の安全管理に関する取り組み徹底	保育所(園)や幼稚園、学校、学童保育所において、犯罪などから子どもを守るため、緊急通報システムの整備や登校(園)後の閉門、防災・防犯訓練の実施など、安全対策を徹底します。
17	交通安全教育の推進	子どもを交通事故から守るため、子どもだけではなく、保護者に対しても交通安全意識の向上を図ります。また、あわせて防犯意識についても喚起できるような内容となるよう工夫を行います。
18	人権教育の推進	市の基本方針に基づき子どもたち一人ひとりが人権感覚を磨き、様々な差別をなくす実践力を身につけるよう、人権教育を進めるために有効な教材・プログラムの作成や指導方法の改善に継続して取り組みます。
19	環境教育の充実	子どもが環境問題に関心を持ち、環境への取り組みが日常生活に根づくよう、各校・園において、地域清掃やごみの分別やリサイクル活動、また、県の「ゴミゼロの日」など、市や学校・園としての取り組みを進めていきます。
20	男女平等教育の推進	固定化された性別役割分担意識をなくし、就学前から性差にとらわれない教育を進めていきます。
21	国際理解教育の推進	外国人とともに生きていく資質や能力を育成し、国際社会に適応できる人材を養成するため、諸外国の歴史や文化などについての正しい理解を図る学習機会を設けるとともに、小学校での外国語活動の充実を図ります。就学前においても、異文化との交流の機会を設け、国際理解の推進を図ります。

N0	事業	内容
22	福祉教育の推進	小・中学校の児童生徒の福祉意識の高揚を図るため、福祉体験活動や施設訪問等を教育活動に位置づけ、福祉教育を推進していきます。
23	情報教育の推進	情報化社会に対応した人材を育成するため、学校教育を通じて、情報モラルをはじめ、コンピュータの基本操作、インターネットを活用した情報収集・活用方法等の教育を進めます。
24	食育の推進	「食」を健全な生活と育ちの基本ととらえ、日々の生活習慣や食べ方の基本などを幼児期から身に付けられるよう、関係各課が連携して取り組んでいます。

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

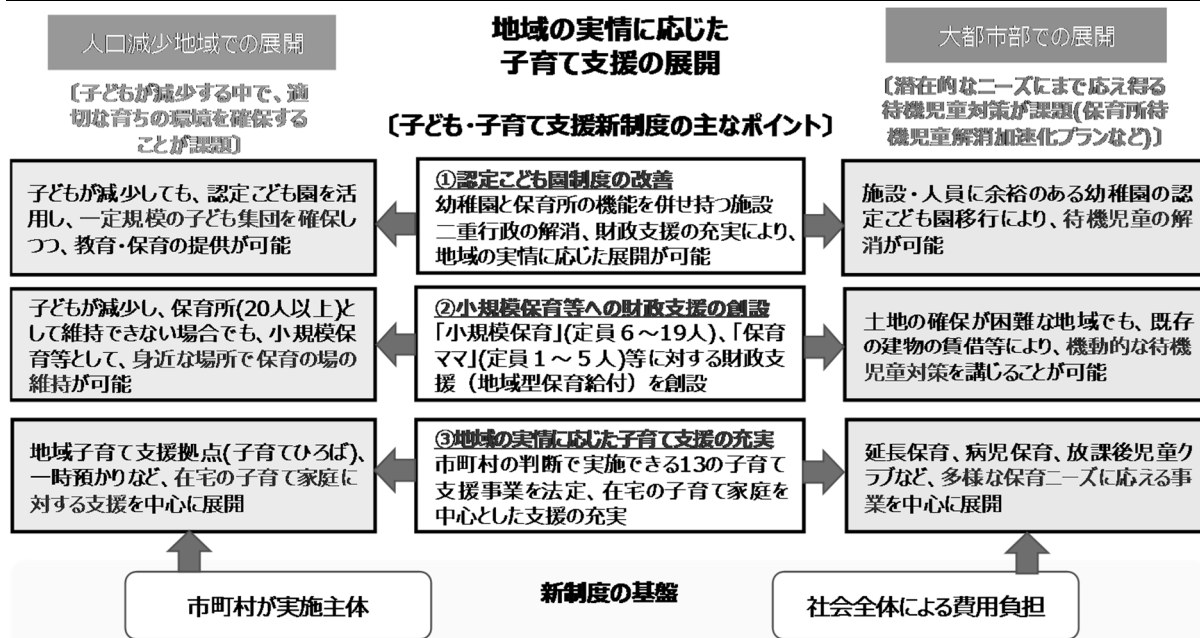
N0	事業	内容
1	ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、常時相談を受けることができるよう、母子父子自立支援員や母子父子自立支援プログラム策定員等による相談の充実を図ります。
2	ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給や、母子父子家庭に対する貸付、高等職業訓練受講にともなう生活資金の支給のほか、所得により保育所(園)・学童保育所保育料に対しての軽減を図っています。また、医療費に対する助成など、ひとり親家庭に対して経済的支援を継続します。
3	こころの教育相談事業の充実	不登校やいじめ等についての悩みを持つ児童とその保護者に対して、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによる面接や電話による相談を実施しています。学校をはじめ関係機関と連携し、個々の課題の解決にむけ、相談体制の充実を図ります。
4	適応指導教室の充実	学校に行けない、行きにくい児童生徒へ、心の安定と自身回復を図り学校復帰につなげる場を提供するとともに、学校をはじめ関係機関と連携し指導体制の充実を図ります。

NO	事 業	内 容
5	青少年健全育成事業の推進	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組みます。 青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努めます。
6	要保護児童対策地域協議会の機能強化	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、市民への啓発にも取り組みます。
7	「子どもの権利条約」の普及・啓発	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨を理解してもらうための広報・啓発活動に努め、子どもの人権が尊重される社会を目指します。
8	差別をなくす教育・保育の実施	差別をなくす実践のできる児童生徒の育成に向けて、人権同和教育に携わる保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校の教職員の人権意識を高めるとともに、保・幼・小・中と一貫した教育を推進していきます。
9	子どもの意見発表の機会の提供	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用していきます。
10	市内在住・在勤の外国人家庭への支援	市内の行政機関における通訳や翻訳を通じた生活支援等に取り組みます。さらに、外国籍の子どもへの支援として、学校等での国際理解講座や日本語教室等の開催に努めます。
11	特別支援教育	支援の必要のある子どもを、保育所(園)や幼稚園、小・中学校において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図っています。一人ひとりのニーズに応じた保育・教育を提供していきます。
12	早期療育通園事業(療育教室)の充実	心身の発達に障がいまたはその疑いのある乳幼児とその保護者に対して、相談並びに日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団適応訓練等の療育支援の充実を図ります。
13	ことばの教室の充実	ことばに障がいのある児童に対して、個々に応じた相談及び指導を行い、言語上の課題に対し、園・学校及び関係機関と連携を取りながら支援の充実を図ります。

NO	事 業	内 容
14	おやこ教室の充実	乳幼児健診後、経過観察やスクリーニングが必要な未就園児とその保護者を対象に、育児不安の解消を図り、子どもの健全育成の支援の充実を図ります。
15	保育所等訪問支援の実施	障がいのある児童（疑いを含む）に対して、集団生活に適応できるよう、保育園や幼稚園等に訪問し、本人や保護者、園に対して専門的な支援を行います。
16	医療型児童発達支援事業	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行います。守山市の県立小児保健医療センター療育部での実施を継続します。
17	巡回発達相談の実施	心理判定員が保育所（園）や幼稚園、小・中学校等へ訪問して、発達相談（発達検査及び保護者相談）を行い、個々の発達課題等を明らかにし、保護者・家族や支援者の理解を促進し、適した育児や保育・教育、日常生活の手立て等をともに考え、本人の適応に向け支援を行います。
18	障がいのある子どもの居場所づくりの促進	放課後や夏休み等の長期休暇中において「放課後等デイサービス事業」、日中の見守りなどの支援として「日中一時支援事業」、春季・夏季休暇期間中においては「障がい児スプリング・サマースクール」など、現行の事業を中心として、障がいのある子どもの居場所づくりの促進を図ります。また、利用者増加を考慮し、障がい福祉サービスや放課後児童クラブとの連携を、より一層促進します。
19	障がいのある子どものいる家庭への福祉手当等の給付・支給	障がいのある子どもを育てている家庭の生活基盤の安定を図るため、各種手当の支給や医療費の助成等を行うとともに、制度の維持に向けた見直しを適宜実施していきます。

第5節 国の制度等の概要

子ども・子育て支援新制度の概要



出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度の概要」

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）の子育ての環境整備等の概要

【子育ての環境整備】

- **保育の受け皿**については、平成29年度末までの整備量を40万人分から50万人分に上積み。
- **保育士の処遇**については、新たに2%相当（月額6000円程度）の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在月額4万円ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、さらなる処遇改善。
- **多様な保育士の確保・育成**に向けて、返済免除型の貸付制度の拡充や、ICT等を活用した生産性向上等、総合的に取り組む。
- **放課後児童クラブ**について、平成31年度末までに30万人分の追加的に受け皿を整備。職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討。

【「希望出生率 1.8」に向けたその他取組】

- **女性の活躍**は、一億総活躍の中核。子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業へ働きかけ。ひとり親が就職に有利な看護師等の資格を取得できるよう、貸付・給付金事業を推進。役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進。
- **子育て世代包括支援センター**について、市町村での設置の努力義務等を法定化し、平成 32 年度末までに全国展開。不妊専門相談センターを平成 31 年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化し、不妊治療支援の充実を継続。
- 大家族で、世代間で支え合うライフスタイルを選択肢として広げるため、**三世帯同居・近居**をしやすい環境づくりを推進。
- **困難を有する子供・若者**（発達障がい者等）等に対して、専門機関が連携して伴走型の支援を実施。

子育て安心プランの概要

【待機児童を解消】

- 国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約 22 万人分の予算**を平成 30 年度から平成 31 年度末までの **2 年間で確保**。（遅くとも平成 32 年度末までの 3 年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5 年間で「M字カーブ」を解消】

- **「M字カーブ」を解消**するため、平成 30 年度から平成 34 年度末までの **5 年間で女性就業率 80%** に対応できる約 **32 万人分**の受け皿整備。

第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画（令和２年度～令和６年度）
【計画（案）】

令和元年 11 月

野洲市 健康福祉部 こども課
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
電話 077-587-6052 FAX 077-586-2176